

一、商號の變更

會社の商號變更は株主總會の決議によりて自由に變更することが出来る。勿論現行強行法に違反するものは許されない。

登記申請書には

登記ノ目的 商號變更ノ登記

登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何年何月何日商號何々株式會社ヲ株式會社何々

變更シタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム

と記載し、株主總會の決議録を添附して其の手續を爲すものである。此の場合、本店所在地に於て登記するには十圓の登録税、支店所在地に於て登記するには二圓の登録税を納付するものである。申請人は總取締役であるが、委任狀を以て代表者を定め、代表者より申請することが出来る。支店所在地に於て登記を爲す場合は株主總會の決議録は添附せず、本店の登記簿抄本一通を添附すればよい。其の他の記載事項は、支

店設立登記申請書(一)の書式を参照されたい。

二、目的の變更

會社の目的たる事業を變更するには、商號の變更と同一手續である。登録税及添附書類も全く同一である。

登記申請書には

登記ノ目的 目的變更ノ登記

登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何年何月何日目的咽々業ヲ何々業ト變更シタル

ニヨリ其ノ登記ヲ求ム

と記載すればよい。其の他の記載事項は支店設立登記申請書(一)の書式を参照されたい。會社の目的の追加も、變更と同じ手續である。

三、一株の金額の變更

拂込株金額を變更したるときは、前項の場合と同じ手續をとるものである。



株式會社登記變更申請書 (一)

- 一、商號 何々株式會社
  - 一、本店(又は支店) 何市何區何町何番地
  - 一、登記ノ目的 拂込株金額變更ノ登記
  - 一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何年何月何日各株ニ付金何圓宛拂込ヲ結了シタルニ付本店(又ハ支店)ノ所在地タル當所ニ於テ左記事項ノ登記ヲ求ム  
各株ニ付拂込ミタル株金額金何圓
  - 一、課稅標準價格 金何圓
  - 一、登録稅 金何圓
  - 一、添附書類 株主總會ノ決議錄 壹通
- 右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所	住 所	住 所
取締役 何	取締役 何	取締役 何
某	某	某

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考) 一、課稅標準價格は拂込みたる金額を表記す



- 二、登録税は課税標準価格の千分の五である。
- 三、支店所在地に於て登記を爲す場合は、登記簿抄本を添附し、登録税二圓を納付することを要する。

四、公告方法の變更

會社に關する公告は、株主及第三者にとつては相當重要な事項である。元來此の公告を本店の店頭に掲げて爲してゐたものを、都合上、新聞紙に掲載して其の公告を爲すやうに變更する場合がある。公告方法の變更に關する手續も前記諸項と同一である。

登記申請書には、

登記ノ目的 公告方法變更ノ登記

登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何年何月何日公告方法本店店頭ニ掲ゲテ之ヲ

爲スヲ東京市麴町區丸内ノニ於テ發行スル時事新報ニ掲載シテ之ヲ爲スト變更シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

と記載すればよい。

五、存立時期の變更

存立時期の伸短に付ても登記するを要し、其の手續は前項と同一である。

登記申請書には

登記ノ目的 會社存立時期變更ノ登記

登記ノ事由 何年何月何日株主總會ノ決議ニヨリ存立ノ時期何年何月何日迄ヲ

何年何月何日迄ト變更シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

と記載して登記手續を爲すものである。



## 第二節 取締役、監査役及び支配人に關する變更

取締役及監査役の變更の原因となるものは、任期満了改選による變更、死亡による變更、辭任又は解任による變更、氏名住所の變更等である。會社が爲す變更登記中取締役及監査役並に支配人に關する變更登記が一番多いのである。何故ならば、株式會社には三名以上の取締役及一名以上の監査役があり、又數名の支配人があるもので、之が任期は取締役に於ては三年、監査役に於ては二年なるが故に其の任期が満了すれば之を改選せねばならず又何時死亡しないとも計り難く、加ふるに一身上の都合により又は會社の都合によりて辭任又は解任することもあり、其の住所移轉に至つては相當度重なるものがあるからである。右に述べたるが如き變更があれば、本店及支店の所在地に於て登記を爲すことを要し、登記を爲すべき期間は、各變更の日より一週間以内である。

取締役及監査役の満期改選、死亡、辭任又は解任、氏名住所の變更に付各々項を分つてこの登記上の手續を左に説明する。

### 一、満期改選の登記

前述の如く、三名以上の取締役の任期は三年以内、一名以上の監査役の任期は二年以内であると商法に規定されてある以上、會社設立後二年目には監査役、三年目には取締役、四年目には再び監査役、六年目には再び取締役及三度監査役の改選があることになる。満期改選による變更登記の申請書は左の如きである。

### 株式會社登記變更申請書 (二)

一、商號 何々株式會社

一、本店(又ハ支店) 何市何區何町何番地

第三章 登記事項の變更



第三章 登記事項の変更

- 一、登記ノ目的 取締役及監査役變更ノ登記
- 一、登記ノ事由 何年何月何日株主總會ニ於テ取締役及監査役任期滿了ニ付改選ノ結果左記ノ者當選就任及再選重任シタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム
- 一、取締役ノ氏名住所

住所	新任者	何	某
住所	同	何	某
住所	重任者	何	某

一、監査役ノ氏名住所

住所	新任者	何	某
----	-----	---	---

一、登録税 金十圓

一、添附書類

株主總會ノ決議録 壹通

右登記相成度此段申請候也  
年 月 日

申請人

何市何町何番地 何々株式会社

住所	取締役	何	某
住所	取締役	何	某
住所	取締役	何	某

何々區裁判所(出張所) 御中

第三章 登記事項の変更



(備考) 一、取締役及び監査役を同時に改選したるときは其の文例である。

二、取締役のみときは其の旨、又監査役のみときは其の旨記載すればよい。

三、登録税は本店所在地に於て登記する場合は十圓、支店所在地に於ては二圓である。

二、死亡による補缺選任の登記

取締役及監査役を合して四人以上であるから、殊に其れ等が老齢でもあらば、尚更のこと、何時死亡するとも計り難く、死亡による補缺選任と云ふことは、よくあることである。

登記申請書は前項取締役及監査役の改選登記にならつて作成すればよく、登記の目的及登記の事由は次の如く表示すればよい。

登記ノ目的 取締役(又ハ監査役)變更ノ登記

登記ノ事由 取締役(又ハ監査役)何某ハ何年何月何日死亡シ左記ノ者株主總會

ニ於テ取締役(又ハ監査役)ニ選任セラレ何年何月何日就任ス

住所 何 某

右の通りである。而して登録税は、本店所在地にては十圓、支店所在地にては二圓である。又此の申請書に添附する書類は戸籍抄本登通並に株主總會の決議録一通である。

三、辭任又は解任による補缺選任の登記

取締役及監査役は、一身上の都合により自發的に其の職席を辭任することを得、又株主總會は正當の理由がある以上、決議を以て之等を解任することが出来る。

辭任の場合は登記の事由として、

取締役(又は監査役)何市何區何町何番地何某辭任ニ因リ何年何月何日株主總會

ニ於テ補缺選任ヲ爲シ左記ノ者當選就任シタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム

何市區町番地 何 某

右の如く記載して、辭任を證すべき書面、例へば辭任届の如きものを一通並に株



主總會の決議録一通を添附して申請するものである。此の登録税は、前項と同様に本店の所在地に於ては十圓、支店所在地に於ては二圓である。

四、氏名住所の變更登記

改名、養子縁組其の他の事由にて氏名の變更及轉居による住所の變更ありたるときは、登記するを要し、

其の申請書には

登記ノ目的 取締役（又は監査役）ノ氏名（又ハ住所）變更ノ登記

登記ノ事由 取締役（又ハ監査役）何某ハ何年何月何日何某ト改名シタルニヨ

リ其ノ登記ヲ求ム

登記ノ事由（住所變更ノ場合） 取締役（又ハ監査役）何某ハ何年何月何日其ノ

住所ヲ何市何區何町何番地に移轉シタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム

と記載し他の記載事項は前項の書式と同一である。只此の氏名住所の變更登記申

請に限り會社を代表すべき取締役より之を爲すことを得るのである。但會社を代表すべき取締役なきときは取締役中の一人の申請にて足る。登録税は一名毎に一件として納付するもので添附書類は戸籍抄本一通である。氏名變更の場合は必然的に印鑑も變る事故此の届出も必要となつて來る。

尙登録税は十圓である。

同一の會社が同時に數件の登記を申請するときは、假令登記の原因發生の時期が異なり又登記の目的が數種である場合でも、總て之を合せて一通の申請書に作成することが出来るのである。數件の登記申請書を一括して爲すと云ふことは、申請書作成上の手間を省き且或る場合に於ては登録税は一事件分にてよく、割安となることがある。其の例を挙げれば次の通りである。



株式會社登記變更及本店移轉登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 商號、目的、公告ヲ爲ス方法、取締役及監査役變更並ニ本店移轉ノ登記
- 一、登記ノ事由 何年何月何日株主總會ノ決議ニヨリ商號、目的及公告ヲ爲ス方法ヲ左ノ如ク變更ス

商號 株式會社何々

目的 何々

公告ヲ爲ス方法 本店ノ店頭ニ掲ゲテ之ヲ爲ス

取締役何某ハ任期滿了ノ處株主總會ニ於テ再選セラレ何年何月何日重任ス

何市區町番地 何某

監査役何某ハ何年何月何日辭任シ株主總會ニ於テ左ノ者監査役ニ選任セラレ同日就任ス

何縣何郡何町何番地 何某

株主總會ノ決議ヲ要セス(同一管内移轉ノ場合)シテ何年何月何日本店ヲ左ニ移轉ス

本店 何市區町番地

一、登録税 金何圓

一、添附書類 株主總會ノ決議錄 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人



第三章 登記事項の變更

一九二

何市區町番地 株式會社何々

住所

取締役

何 某 ㊟

住所

同 何 某 ㊟

住所

同 何 某 ㊟

何々區裁判所（出張所） 御中

（備考）登録税は登記事項變更として金十圓、本店移轉として金十圓、合計金二十圓であり、支店所在地に於ては金二圓である。

支配人の變更も亦取締役又は監査役の變更と同様であるが、其の選任及び解任に付ては、取締役の過半数の同意によつて決するものである。其の登記申請書は取締役及監査役の變更登記申請書に準じて作成すればよい。

第三章 登記事項の變更

一九三



### 第三節 増資及減資による變更

#### 第一款 増資（資本の増加）

會社は事業の擴張及改良をなす爲に必要な資金を調達する爲、増資することがある。増資とは資本の増加を云ふ。又會社は事業關係の資金調達の爲でなく、屢々社債其の他の債務の償還の目的を以て増資を爲す場合がある。

資本の總額は定款に記載する絶對的必要事項であるから、増資するとなると定款に變更を來し、同時に登記事項の變更となることは勿論である。定款を變更する爲には其の決議を要し、登記事項の變更は登記を要する。定款の變更のみにては増資したことはならず、必ず増加資本額に對する株金醸出者の確定と云ふことが必要である。増資の方法として左の三件が擧げられる。

#### 一、株金額の増加

株金額を増加すれば、株主は其の増加額の醸出義務を負擔することになり、資本は其の増加額の合計額だけ増加することになる。元來株主の出資に關する責任は有限であるが故に、此の株金額の増加と云ふことは株主有限の原則に反することとなるのである。それで、此の方法による増資は株主全員の同意ある場合に限られて居り、一人の反對者があれば成立しないのである。株金額の増加による増資の手續としては、資本の總額及一株の金額に付て變更登記を爲すを要するのである。

#### 二、株式數の増加

會社の増資は通常株式數の増加の方法をとつてゐる。之は新株を發行して其の目的を達するもので、増加株式の總數が引受濟となりたるときは、資本は其の新株式金額の合計額だけの増加となるのである。此の手續に付ては後段に於て更に説明する處である。



三、株金額及び株式数の増加

前記第一項と第二項を連鎖して行ふ方法であるが、第一項と同じく、株主全員の同意によりてのみ認められるもの故、此の方法の採用されるのは稀である。

合併後存続する會社は、合併によりて資本は必然的に増加される。之は前述の株金額の増加、株式数の増加、株金額及び株式数の増加等の方法による純然たる増資とは其の趣を異にし、少しく變態的なものである。此處に注意すべきは、合併による資本の増加は、商法第二百十條以下の特別規定の適用を受けず、従つて之が適用を回避せんとして合併による増資の方法を採る習慣が生じた。即ち其の方法は、會社に、未拂株金の存するときは、同一株主に株式を引受けしめて別に新會社を設立し、之を吸収合併によつて併合するものである。

前に述べたるが如く、増資する爲には定款變更の決議を以て資本の總額を變更し、株式数の増加による場合は、更に之に關する規定をも變更せねばならない。

増資に基づく定款變更の決議があれば、新株に付株主を募集して新株式の申込を爲さしめ、此の引受けがあり、株金の拂込を爲さしめるのである。新株の申込は株式申込證二通に引受くべき株式の數及び住所を記載し、之に自署せしめるので、株式申込證の様式方法等手續上のことは會社設立の場合と殆んど同様である。

株式申込證は取締役が之を作り、左記の事項を記載する必要がある。此の申込證を作成するには會社設立の場合の株式申込證の書式を参照されたい。

一、會社の商號

二、増加すべき資本の總額

三、資本増加の決議の年月日

四、第一回の拂込金額

五、額面以上の價格を以て株式を發行する場合は其の旨を記載する

六、現物出資者に對しては、其の財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數



- 七、優先株を發行する場合は、其の種類及其の各種の株式の數
- 八、一定の時期迄に資本増加の登記を爲さざるときは、株式の申込を取消し得べき旨  
右の通りである。

新株募集に付、株式の割當、第一回の拂込、株主總會（通常増資報告總會と稱す）の召集等は、會社設立の場合と殆んど同一である。

會社は報告總會終了の日より二週間以内に本店及支店の所在地に於て左記事項を登記せねばならない。

- 一、増加したる資本の總額
  - 二、資本増加の決議の年月日
  - 三、各新株に付拂込みたる株金額
  - 四、優先株を發行したるときは、其の種類及其の各種の株式の數
- 以上の登記事項に變更ありたるときは、變更の登記を爲さねばならない。又本店の所在

地に於て資本増加の登記を爲したる後は、株式引受人は詐欺又は強迫によりて其の申込を取消すことを得ない。之は會社設立の安固を計る爲である。その他、登記を爲す迄は新株の發行及新株の譲渡又は豫約を爲すを得ないこと、株式申込證の記載事項に缺陷があらば無効であること、株式申込の動機に錯誤あらば無効であること等に付ては設立の場合に述べたる所と同様である。

### 株式會社資本増加登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 資本増加ノ登記
- 一、登記ノ事項 株主總會ニ於テ資本増加ノ決議ヲナシ株主ヲ募集シテ第一回ノ拂込



第三章 登記事項の變更

ミラ了シ何年何月何日商法第二百三十條ノ規定ニヨリ招集シタル株主總會終結  
シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム

増加シタル資本ノ總額 金何圓

資本増加決議ノ年月日 何年何月何日

各新株ニ付拂込ミタル株金額 金何圓

優先株ノ種類及其ノ各種ノ株式ノ數 何々

一、課税標準價格 金何圓

一、登録税 金何圓

一、添附書類

株式ノ引受ヲ證スル書面 何通

株式申込證 何通

商法第二百二十四條ノ規定ニ從ヒ検査役ガ爲セル調査報告書及其附屬書類 何通

資本ノ増加ニ關スル株主總會ノ決議錄 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式会社

住所

取締役 何 某 印

住所

取締役 何 某 印

住所

取締役 何 某 印

住所

第三章 登記事項の變更



何々區裁判所 御中

監査役

何 某 印

(備考) 一、課税標準価格は、増資の拂込株金額を表記すればよい。

二、登録税は課税標準価格の千分の五である。

三、支店所在地に於て登記を爲す場合は二回である。

會社が合併を爲したる際、一會社は解散し、他は存続する。此の存続する會社は、合併後二週間以内に本店及支店の所在地に於て其の登記を爲さねばならない。此の場合、存続する會社の資本は合併によつて増加することとなり、資本の増加は登記事項の變更となる故、變更登記を要することとなる。此の登記の手續方法は後章會社の合併と題して説明することにする。

## 第二款 減資(資本の減少)

會社が減資を爲すに付ては二つの場合がある。

(イ) 會社の營業が、最初目論見たる當時に計上されたるが如き巨額の資本を必要としなくなつた場合は、會社は其の不必要となりたる金額だけを減資する必要が起つて來る。

例へば、會社の建築工事が物價下落其の他の事由により、豫定の費用を要せずして落成したときとか、或は會社の計畫せる事業を縮少し又は變更したが爲豫定の資本を要しなくなりたる場合等である。

此の場合は既に拂込まれたる株金に對しては之を拂戻し、未拂込株金額に對しては之を減少する方法をとるのである。そして資本は實質上減少されるのである。

(ロ) 會社が蒙りたる損失を填補する必要上減資する。



例へば事業の失敗、財産の減滅若くは下落によつて巨額の損失を蒙り、資本に缺損を生じたる結果、株主に配當を爲すことが出来なくなり、速かに此の損失を填補しなければ会社の存続も危まれる様になつた場合、其の減資は誠に急務である。

此の場合は單に計算上の減資であるから、拂込株金額の拂戻を爲すことを得ないのである。減資は増資の反対であるが、其の方法並に手續は増資の場合と殆んど同一である。増資の項に於て説明したる通り、資本の總額は定款に記載する絶對的必要事項であるから、減資を爲す爲には定款變更の決議を以て資本の總額に關する規定を變更することを要するのである。然し定款變更の決議のみにては減資と云ふことにはならず、其の減少したる資本額に對する株主權の減滅が確定して初めて減資を生ずるのである。減資の決議を爲すときは、同時に其の方法をも決議を爲すことを要するもので、其の方法は明確であらねばならない。取締役に一任すの如き漠然たる決議では決議として何の効力もない。資本減少の方法として左の三件が擧げられる。

### 一、株金額の減少

株金額が減少されると、資本は其の減少したる金額の總計額だけ減少することになる。然し、株金額は全額拂込の特別なる場合の外は五十圓を下ることを得ないので、此の方法を以て減資を爲す爲には株金額は五十圓を超えておなければならぬのである。而して、株金額の減少には左の三個の方法が想像される。

(イ) 株金全額の拂込を終らない場合、其の一部の拂込を免除する方法

(ロ) 株金全額の拂込を終りたる場合、其の一部の拂戻を爲す方法

(ハ) 株金額を切り捨てる方法

以上である。(イ)(ロ)の場合は資本は實質的に減少されるが、(ハ)の場合は實質的減少と云ふことにはならず、單に計算上の減資となるのである。

### 二、株式數の減少

一般會社の株金額は實際上五十圓である結果、株金額の減少と云ふことは殆んど



見ず、其の多くは株式數の減少と云ふことによつて減資するのである。株式數が減少せらるゝときは、資本は其の減少したる株式金額の總計額だけ減少されることとなる。

株式數の減少には左の二つの方法がある。

(イ) 株式を消却する方法

株式を消却するには、抽籤、按分比例等によつて、株主の意志の如何に拘らず強制的に消却する方法と、會社と株主との間に諒解があつて、會社が任意に株式を買入れて消却する方法と二様ある。

而して、前者即ち強制消却の場合には有償なる場合と無償なる場合とがあり得るが、我國では僅かに強制的無償消却が行はれてゐる。又買入による任意消却も稀に行はれるのみである。

(ロ) 株式を合併する方法

我國で行はれてゐる減資の方法は、此の株式の合併によるものである。即ち二株を合併して一株とするとか、五株を合併して二株となすが如き方法である。二株を一株にすれば、資本は計算上半減する。株式を合併するに當り、其の割合は各株主に平等でなければならない。

株式を合併するに當り、會社は各株主に對して三ヶ月を下らざる一定の期間内に株券を會社に提供すべき旨、及び其の期間内に之を提供せざるときは、株主の權利を失ふべき旨通知しなければならない。又會社が無記名株を發行せし場合は、此の通知を爲すべき事項を公告する必要がある。

會社が右の手續を踐みたるも尙株主が株式を提供せざるときは、其の權利を失ひ、又株主が株式を提供したる場合に於て、合併に適せざる端株があるときは、其の端株も權利を失ふことになるのである。

合併に適せざる端株とは、端株の全部を意味するものではない。例へば五株



を二株に併合する場合を想像するに、四株以下の株式全部ではなく、四株又は三株に對しては新株一株を與へ、其の他の一株半又は半株の部分のみを失權と觀ることを得るのである。

右の事情に於て、株主が其の權利を失ひたるときは、會社は遲滯なく其の失權者の氏名住所並に株券の番號を公告することを要し、會社が無記名株を發行したる場合は失權したる株券の番號だけを公告すれば充分である。

失權せる株式は一時會社に歸屬するものであつて、會社は新たに發行したる株式を競賣し且株數に應じて其の代金を従前の株主に分配交付することを要し而して競賣の爲の費用は會社の負擔となるものである。

三、株金額及株式數の減少

株金額及株式數の減少の結果、資本は減少したる金額及減少したる株式の金額の總計額だけ減少するものである。此の方法は前述(一)(二)の折衷である。

會社が減資の決議を爲したるときは、其の決議の日より二週間以内に財産目録及貸借對照表を作することを要し、同期間内に會社の債權者に對しては異議あらば二ヶ月以上に於て定めたる一定の期間内に、之を述べべき旨を公告し、且知れたる債權者には各別に之を催告せねばならない。而して債權者が其の期間内に減資に對して異議を申述べざりしときは之を承認したるものと看做することが出来る。若し異議を申述べたる者あらば、會社は其の者に對して辨濟を爲すか、又は相當の擔保を供することを要し、此の手續を完了せずして減資を爲すことは出来ないことになつて居る。異議を申述べたる者に對する擔保は質權、抵當權は勿論、保證の如き擔保でも別に差支ない。

會社が減資を爲すに當り、若し右の如き手續即ち公告、催告又は辨濟若くは擔保の提供をなさなかつた場合はどうなるかと云ふに、減資は減資として効力がないではないが、公告を爲さざりしときは減資を以て一切の債權者に對抗することを得ず、又知れたる債權者に對し催告を爲さざりしときは其の債權者に對抗することを得ず、又異議を申述べたる者



に對し辨濟又は擔保の供與を爲さざりしときは、其の異議申出者に對抗することは出來ないのである。

然し、減資の登記を爲すに當り、債權者に對し公告又は催告を爲したることを證する書面並に異議申出者に對して辨濟又は擔保の供與を爲したることを證する書面を添附する故に、後日此の點に付て紛糾を生ずると云ふことは殆んどないと云つてよい。

資本が減少すれば登記事項の変更を生ずることになるから、會社は二週間以内に本店及支店の所在地に於て、變更登記を爲さねばならない。二週間以内と云ふのは、異議を申述べたる債權者なきときは、異議を申述べべき期間終了の日より起算、若し異議を申述べたる債權者あるときは、之に對し辨濟を爲し又は擔保を供し異議を取消さしめたる日より起算するものである。

其の書式を左に掲げて説明を補ふことにする。

株式會社資本減少登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 資本減少ノ登記
- 一、登記ノ事由 株主總會ニ於テ株式何株ヲ合併シテ何株トシ總資本額ノ内金何圓ヲ減少スルコトヲ決議シ何年何月何日總資本額ヲ左ノ如ク變更シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金何圓

一、添附書類

株主總會ノ決議録 壹通

債權者ニ對シ異議アラバ之ヲ申述べキ旨公告シタルコトヲ證スル書面 何通



第三章 登記事項の變更

二二二

知レタル債権者ニ對シ異議アラバ之ヲ申述ベキ旨各別ニ催告シタルコトヲ證スル書面 何 通  
異議ヲ申述ベタル債権者ニ對シ辨濟ヲナシ(又ハ擔保ヲ供シ)タルコトヲ證スル書面 何 通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式会社

住 所

取締役 何 某 ㊟

住 所

取締役 何 某 ㊟

住 所	住 所
取締役 何 某 ㊟	取締役 何 某 ㊟
住 所	住 所
監査役 何 某 ㊟	監査役 何 某 ㊟

(備考) 一、此の登記は取締役及び監査役の全員より申請するのである。

二、登録税は本店の所在地に於て登記を爲す場合は十圓、支店の新所在地に於ては二圓である。

第三章 登記事項の變更

二二三



## 第四章 株主と重役に關する認識

### 第一節 株 主

#### 第一款 株主の意義と資格と員數

株式會社の社員を株主と云ふ。株主は自己の名義を以て株式を有し、其の爲に株主權を行使することが出来るのである。株式は自己名義のものと云ふ條件がある以上、株主たる利益を有してゐても名義上株主でない者は株主とは云ひ得ないことになる。

株主たるの資格には別に制限はなく、自然人であるならば、國籍の内、能力の有無を問ふものではない。又法人にしても、其の目的の何たるを問はず株主たることが出来る。而して株主の員數は七人以上である。

#### 第二款 株主の權利

株主が會社に對して有する權利には二様ある。

- (イ) 株主が社員たる資格に於て會社に對して有する權利即ち株主權
  - (ロ) 株主が社員たる資格と離れて會社に對して有する權利即ち債權者權
- 右の通りである。

此處に、(ロ)の債權者權は純然たる債權として取扱はるべきものであるが、此の債權の中には、株主が全く社員たる資格とは關係なく取得したる債權例へば賣買によりて生じたる代金の請求權と、他に株主が社員たる資格を有せるが爲に取得したる債權、例へば或る營業年度に於て配當金額が確定せられたるとき、其の特定配當金額支拂の請求權と廣狹二様の債權が含まれて居る。



株主権は一個単一の権利であるが、其の有する権能を目的によりて之を分類すれば、自益権と共益権との二種になる。更に各権利を左に細別する。

(イ) 株主に與へられたる自益権を擧げれば左の如し

- 1 利益の配當を求むる權
  - 2 殘餘財産の分配を求むる權
  - 3 利息の配當を求むる權
  - 4 株券の交付を求むる權
  - 5 株券の名義書換を求むる權
  - 6 記名株券を無記名株券とすることを求むる權
  - 7 無記名株券を記名株券とすることを求むる權
- (ロ) 株主に與へられたる共益権を擧げれば左の如し

1 議決權

2 株主總會の決議無効の判決を求むる權

3 會社設立の無効の判決を求むる權

4 會社の書類の閱覽を求むる權

5 株主總會の招集を求むる權

6 取締役、監査役又は清算人に對する訴の提起を求むる權

7 會社業務及び財産の狀況の検査を求むる權

8 清算人の解任を求むる權

右の通りである。

又株主権の権能を其の行使の方法によりて之を單獨株主権と少數株主権との二種に分類することが出来る。

(1) 單獨株主権

單獨株主権とは個々の株主が單獨に行使し得る權利を云ひ、前述の自益権の全項



と共益権中1より4に至る諸項は之に屬する。

(ロ) 少数株主権

少数株主権とは特定數以上の株式を有する株主に於てのみ行使することの出来る權利を云ひ、前述の共益権中5より8に至る諸項は之に屬する。而して右の『特定數以上』の株式とは、資本の十分の一以上を指すものである。

株主は原則として、其の待遇は平等である。各株主の權利義務は其の有する株式の數に正比例して平等であらねばならない。之を株主平等の原則と云ふ。例へば減資の場合、其の減少する株式の指定を取締役の一任とすべく決議しても、此の決議は無効なるが如き事實は、明かに此の原則に依るものである。併し乍ら、株主の利益を思ふのあまり却つて會社の利益を損するが如きことなき様考慮して、此の原則は適當に解すべく、決して絶對的のものとする事は出来ないのである。

以上の如く株主の權利は株式の數に應じて平等であるべきであるが、此處に例外が一つ

ある。即ち會社が特種の株主に對して優先權を有する株式を與へる場合である。優先株主に與へられたる優先權は財産上のものに限られて居り、通常左の三項に關するものである。

(イ) 利益配當に關して通常株に優先するもの

(ロ) 殘餘財産の分配に關して通常株に優先するもの

(ハ) 利益配當及殘餘財産分配に關して通常株に優先するもの

右の通りである。それは、(イ)の場合に於ては、先づ優先株主に一定率例へば年一割の優先的配當を爲すこととし、殘餘に付ても通常株主と同率の配當に與ふるものである。(ロ)の場合に於ても(イ)の場合と同じく、豫め優先株主に一定率例へば拂込金額迄の優先的分配を爲し、然る後殘餘の部分に付ても通常株主と同率の分配に與ふるものである。之を参加的優先株と云ふ。又一一定率の優先のみに止めて殘餘は通常株主に與ふるものであるが吾國では殆んど其の例を見ないのである。之を非参加的優先株と云ふ。

株主に與へられたる共益権中、第一に議決權を擧げたるは前述の通りである。今此處に



再述する。

各株主は一株に付一箇の議決権を有するものである。併し乍ら、十一株以上を有する株主の議決権は定款を以て之を制限することが出来る。此の議決権は株主の有する絶對の權利であるから、假令定款の規定を以てしても之を剝奪することは出来ない。此處に於て、所謂會社ゴロの存在する所以がある。之等會社ゴロは、僅か一箇の株式を持ちて無用の數千言を吐き、他人の迷惑を自己の役得に振替へんとする誠に厄介至極の存在である。併し乍ら、之等ゴロ退治は會社當事者の嚴たる覺悟があれば敢て難事ではあるまい。多くの會社當事者が之等に對して、窃かに金錢を與ふる習慣の存する限り、此の弊害は到底一掃することは出来ないのである。

議決権は原則として、株主が自ら之を行使すべきであるが、代理權を證する書面即ち委任狀を會社に提出すれば、代理人を以て之を行ふことが出来るのである。株主が議決権を行ふに付て左の制限がある。

- (イ) 無記名式株券を有する者が其の議決権を行はんと欲せば、總會の會日より一週間前に其の株券を會社に供託する必要がある。
- (ロ) 總會の決議に付て特別の利害關係を有する者は、其の決議の表決に参加することが出来ない。従つて、代理人を以てしても其の決議権を行使することの出来ないのは勿論である。

此處に云ふ特別の利害關係を有する者とは如何なる者であるかと云ふに、例へば取締役辭任の決議に於ける其の取締役のことを云ひ、又會社が或る株主と訴訟中、其の訴訟事項の決議の場合に於ける其の株主の如きを云ふ。

尙決議の方法は、通常決議の場合と特別決議の場合とがある。

- (イ) 通常決議の場合は、出席したる株主の議決権の過半数を以て之を決する。
- (ロ) 特別決議の場合は、總株主の半数以上にして、資本の半額以上に當る株主が出席し、其の議決権の過半数を以て之を決する。



定款の變更、社債の募集、會社の合併及解散の如き重大事項は特別決議によりてのみ決するもので、通常決議では其の効力を生じないのである。

### 第三款 株主の義務

株主が會社に對して負ふべき義務には二種ある。即ち出資の義務と債務者の義務である。

一、株主が社員たる資格に於て會社に對して負ふ義務は出資の義務である。

株主は會社に對して、其の引受けたる又は譲受けたる株式の金額を限度として單に出資の義務を負ふものである。而して此の義務は絶対的のものである。之を株主有限責任の原則と云ひ、株主にはこれ以外には責任はなく、假令株主總會の決議又は定款の規定を以てしても株主の責任を加重することは出来ないものである。例へば、増資の場合に於ても、株主は新株引受の義務なく、株主全員の同意なくして株金額の増加による増資を爲すことを得ず、又合併の場合にても、株主全員の同意なくし

て其の責任を加重するが如き決議を爲すことを得ないのである。

要するに、株主は會社に對して出資の義務を負ひ、其の義務は有限であつて、會社債權者に對しては直接には何等責任を負ふものではない。

出資が義務に付ては更に後段に詳述する。

二、株主が社員たる資格と離れて會社に對して負ふ義務は債務者の義務である。

債務者の義務中には、二個の異つた義務がある。

(イ) 株主が全く社員たる資格を離れて負擔したる債務、例へば對會社の賣買によりて生じたる純然たる債務の如きもの。

(ロ) 社員たる資格を有するが故に負擔する債務即ち株主の出資の義務に基いて發生したる特定株金額の拂込を爲すべき債務。

此の債務は前項(一)の株主出資の義務が單純なる債務でなくして特異の社員義務であるのに反し、純然たる金錢債務として會社は自由に處分することも



出来るし、又時效によつて消滅することもあるのである。

出資の履行に付、出資義務の目的は、原則として金銭であるが、例外として金銭以外の財産を以て出資の目的とする場合がある。即ち現物出資である。

(イ) 現物出資

現物出資の目的となすことの出来るものは、動産、不動産は勿論、礦業權、漁業權、特許權、實用新案權等であり、債權も亦出資の目的を爲すことが出来る。即ち貸借對照表中資産の部に計上し得べき財産であるならば、其の種類の何たるを問ふものでない。又右の外に現物出資の目的として擧げられるものに、營業の全部又は一部を出資の目的となす場合に於ける得意先及び商賣上の秘訣等がある。

尙會社設立の場合、現物出資を爲すことの出来る者は發起人のみである。

(ロ) 金銭出資

金銭出資を爲すには、株金の拂込を爲すべく、株金の拂込は通貨を以て現實に之

を爲すもので、手形其の他の代物を以て爲すことを許されてゐない。然し通常小切手を以て拂込を爲すことは認められてゐるが、其の小切手の現實の支拂がありたるとき即ち所謂落ちたときに初めて株金拂込の債務が消滅するのである。

株金の拂込は第一回の拂込を爲して尙足らざるときは第二回以後の拂込を爲すものである。

(イ) 第一回の拂込

會社が成立すれば、株主は遅滞なく株金の第一回拂込を爲すを要し、其の第一回拂込金額は株金額の四分の一以上たるべきである。然し株金額が五十圓以下に定められてゐるときは、株金は其の全額を拂込むべきである。

(ロ) 第二回以後の株金拂込

第二回以後の株金拂込に付ては、其の時期及び金額に別段の規定がないから、定款に特別の規定のない限り、取締役が自由に之を定むることが出来る。株主は取締



役より株金拂込の催告を受けて之を果たすもので、取締役は二週間前に之を各株主に通知すべきである。

定款には株金拂込遅滞の場合は、百圓に付日歩四錢の延滞利息を負擔せしむる様定むるのが通例である。而して、株主は會社が其の履行を求むる爲に爲したる強制執行に付ても之を拒むことは出来ない。又商法は別に金銭出資による場合は、株主失權の方法を認めて居る。

株主が期日に至り拂込を爲さざるときは、會社は更に二週間を下らざる一定の期間内に拂込を爲すべき旨、及び其の期間内に拂込を爲さざるときは、株主は權利を失ふべき旨、其の株主に通知することを得るのである。而して此の通知を爲したるときは、其の通知すべき事項を公告する必要がある。

右通知の手續を踐みたるも株主が其の拂込を爲さざるときは、其の株主は權利を失ふものであつて、其の結果は其の株式は一時會社に歸屬するものである。

株主失權の場合に於て、會社は遅滞なく其の株主の氏名住所を公告することを要し、又會社は株式を競賣することを要するのである。

株主の義務に関する諸規定は、總て强行規定であつて、定款又は株主總會の決議によつて株主又は株式讓渡人の義務の全部又は一部を免除し、又は拂込みたる金株額の拂戻を爲すことを得ず、従つて、假令會社が株金拂込請求權を拋棄する契約を爲しても無効である。又株主もみだりに其の株式を拋棄することに因つて其の義務を免るることを得ないのである。



## 第二節 重 役

### 第一款 取締 役

會社の重役とは會社業務の執行機關たる取締役及監査役を指示する一般的の謂である。取締役は會社を代表し且通常其の業務を執行するものであるが、決して唯一の機關ではない。取締役が會社を代表し且其の業務を執行するに就て、何が故に唯一の機關と云ひ得ないかと云へば、特定の事項に付ては監査役が會社を代表し、又例外的に會社業務の一部を監査役が執行することがあるからである。又取締役は會社の常設機關であつて、一日たりとも其の存在を缺くことは出来ないからである。

取締役を區別すれば左の二種となる。

#### (イ) 會社を代表すべき取締役

取締役は總て代表機關であり且執行機關を構成するものであるが、其中特に常

務専決の権限を有する者を定めることが出来る。而して之等に對しては社長、専務取締役、常務取締役等の名稱を附するを通例とする。會社を代表すべき取締役を定めたるときは、其の氏名を登記せねばならない。

#### (ロ) 代表權を有せざる取締役

取締役は總て代表權限を有するを原則とするも、例外的に代表權を有せざる取締役を定むることを得るのであつて、此の種の取締役は會社の代表機關を構成するものではなく、單に執行機關を構成するに止まるのである。前項の社長、専務取締役、常務取締役等に對して其の他の取締役即ち平取締役が之である。併し乍ら、平取締役として代表權を有する場合が多いのである。

社長、頭取なる名稱は、首席取締役なることを示すものであつて、専務取締役等と同じく法律上一定の意義を有するものではない。

取締役たる資格は自然人にして意思能力ある者であるならば誰でも差支ないが、定款に



定められたる取締役の有すべき数の株式を有する株主にして、其の会社の株主より選任されたる者に限るのである。

取締役は三人以上たるを要するが、定款を以て此の法定の最少限を高めることを得、同時に最大限をも定むることを得るものである。

取締役の任期は三年を越ゆるを得ないが、定款を以て任期中の最終の配當期に関する定時總會の終結に至るまで、其の任期を伸長することが出来る。此の任期の伸長は會社の便宜を計つたものに過ぎない。例へば、十二月十五日の定時總會に於て選任されたる取締役は、三年後の十二月十四日に任期満了となるが、定時總會は毎期一定日に行はれず、若し十二月二十五日に定時總會が開催されるとすれば、其の日迄取締役を在任せしむることは會社にとりて、誠に便利であるから、定款を以て斯く定むることが認められてゐる。

取締役の任期は三年以下たるべきであるが、任期満了の際再選就任するは差支ない。

取締役は株主總會に於て之を選任するのであつて、其の選挙の方法は、定款に別段の定

なき限り、決議の方法により投票を以て之を爲すを通例とする。若し數人を同時に選任する場合は連記投票を以て之を爲せばよい。併し、右に述べたるが如き投票は實際上行はれて居らず、總會の席上に於て議長に其の指名を一任するのである。又別の方法としては、數名の詮考委員を定めて其の選定を爲さしむる場合もある。

取締役の選任は、既に述べたるが如く、株主總會に於て之を爲すのであるが、當選者の受諾がなければ成立するものではない。

取締役は定款に定めたる員数の株券を監査役に供託することを要するのであつて、右株券の員数は即ち定款に定めたる取締役の有すべき株式の數である。

取締役は會社と委任關係に立つて居り、受任者たる權利義務を有するものである。會社と委任關係に立つてを以て何時にても辭任することを得るのであつて、其の辭任の意志表示は會社代表者に對して之を爲すものである。取締役が會社代表に對して辭任の意志表示すれば、會社の承諾と否とに拘らず其の効力を生ずるものである。又取締役は株主總會の



決議を以て之を解任することが出来るが、正當の理由なくして解任されたる場合は、其の取締役は會社に對して其の解任によりて生じたる損害の賠償を請求することが出来る。此の解任も會社代表者の意志表示によりて爲され、意志傳達と同時に其の効力を生ずる。

其の他終任の原因となるものは、死亡、破産及禁治産は勿論、任期満了、資格喪失即ち公權の剝奪又は停止等は其の退任の原因となるものである。

取締役は會社の業務を執行する機關である。業務の執行は會社内部關係に於て之を云ふ。取締役が會社の業務を執行するに付ては、原則として、取締役の過半数の同意を以て之を決定する。支配人の選任及び解任も亦同様である。併し、前にも述べたる通り、定款を以て會社を代表すべき取締役を定めたるときは、其の特定の取締役が會社の業務を執行することを得るのである。實際上、多数の定款は社長或は頭取、専務取締役、常務取締役等をして常務を専決せしめてゐる。而して、取締役の執行する會社の業務とは何かと云へば、法律上の行爲は勿論、事實上の行爲例へば商業帳簿の記帳、商品の取扱、使用人の指揮等

會社の事業に關する一切の事務を指すのである。

取締役が會社の業務を執行するに付ては、法令に従ひ又定款の規定に基いて之を爲すべきは勿論、若し株主總會の決議があるならば、之に依ることを要し、業務の執行に當りては善良なる管理者の注意を以て爲すべきは當然である。

法律の規定により取締役の執行すべき職務は左の四種である

(イ) 取締役は定款及び總會の決議録を本店及び支店に備へ置き、又株主名簿及び社債原簿を本店に備へ置き、營業時間内ならば何時にても株主及び會社債權者の閱覽に供することを要するのである。

(ロ) 會社が其の資本の半額を失ひたるときは、取締役は遲滞なく株主總會を招集して之を報告せねばならない。茲に、資本の半額とは、貸借對照表資産の部に掲げたる積極財産の總額(未拂込株金額を含む)より負債の部に掲げたる債務總額を控除したる純財産額が資本總額の半額以下であることを云ふのである。



(ハ) 會社財産を以て會社の債務を完済すること能はざるに至りたるときは、取締役は直ちに破産宣告の請求を爲す必要がある。

(ニ) 取締役は計算書類を調成して之を定時總會に提出せねばならない。此の計算書類は、株主總會の會日より一週間前に監査役に提出し、定時總會に於て其の承認を求むるのである。

取締役は以上四項の職務を怠り又は違反するときは、科料の制裁がある。(第九章罰則第二百六十二條参照)

取締役は株主總會の承認を得ざる限り、自己又は第三者の爲に會社の營業の部類に屬する商行為を爲し、又同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることを得ないのである。斯くの如く、取締役に對して競争業の禁止を爲したるは、取締役が會社の一切の業務を執行する關係上、合名會社の社員、合資會社の無限責任社員と同じく會社との利益の衝突を避けしめる爲に規定されたのである。併し乍ら、定款を以て此の競争業の禁止

を除去することも、又制限することも出来るのである。右の禁止に違反したるときは、會社は其の取締役を解任することが出来るのであり、又違反に因り會社に損害の生じたるときは其の損害の賠償を請求することも出来るのである。

取締役は會社との利害衝突を避ける爲、自己又は第三者の爲に會社と取引を爲すことを得ないのであるが、監査役の承認を得たる場合は之を爲すことが出来る。

自己又は第三者の爲に、會社と取引を爲す場合を想像すれば、左の四つの場合を擧げることが出来る。

(イ) 取締役が自己の爲に會社と取引を爲すに當りて他の取締役が會社を代表する場合

(ロ) 取締役が他人の代理人又は法人の代表者として會社と取引を爲すに當りて、他の取締役が會社を代表する場合

(ハ) 取締役が會社を代表して自己と取引を爲す場合



(ニ) 取締役が會社を代表すると同時に、他方に於て他人の代理人又は他の法人の代表者として、一人二役の取引を爲す場合

以上四項の場合に於て、監査役の承認を得れば、民法第八八條（何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人トナリ又ハ當事者双方ノ代理人トナルコトヲ得ス）の適用はないのである。

取締役は會社を代表する機關である。會社の代表は外部關係に於て之を云ふのである。取締役の行爲は會社自體の行爲であつて、支配人の如き會社代理人の行爲とは其の觀念を異にしてゐる。定款又は株主總會の決議を以て取締役中會社を代理すべき者を定めず、又取締役が共同し若くは支配人と共同して會社を代表すべきことを定めざる限り、總ての取締役は各自が會社を代表する。併し乍ら、前にも述べたる通り、定款又は株主總會の決議を以て特に會社を代表すべき取締役を定めたるときは、其の特定の取締役のみが會社を代表するのであつて、他の取締役は會社を代表し得ないのである。又數人の取締役が共同

して會社を代表すべき旨定めたる時、若くは取締役が支配人と共同して會社を共同すべき旨定めたる時は、其の數人が共同代表機關を構成するのであつて、各自獨立して代表機關を構成するものではない。

尙取締役は會社を代表すると否とに拘らず、支配人を兼任することを得るのであつて、此の場合、支配人たる代理權を有することは勿論である。

商法は第七十條に會社を代表すべき取締役の代表權の範圍を定めてゐる。即ち該取締役は會社營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有するのである。それで、代理權は會社の權利能力の全般に亘り、會社の營業に關する一切の行爲に及ぶものである。又其の行爲は裁判上の一切の行爲をも含むものである。

取締役の代表權と支配人の代理權とを比較し、其の性質と其の範圍に付て大いに異なる處を述べれば、次の通りである。

(イ) 支配人の代理權は、之を置きたる一營業所の營業にのみ關するものであるが、



取締役の代表権は會社行爲の全般に亘るものである

(ロ) 支配人は他の支配人を選任又は解任することを得ないが、取締役は支配人の選任又は解任の権限を有する。故に此の選任又は解任は自由に爲し得るのである。

取締役の會社代表に付ては前述の通りであるが、尙共同代表に付て重ねて述べる。共同代表は定款又は株主總會の決議を以て定むることを得るのであつて、之を定めたるときは、其の登記をなさねばならない。共同代表は數人が共同して代表権を有するもので、其の効果は取締役の権限の濫用を防止し、各取締役の行爲を一致せしむるものである。取締役の共同代表を定むる場合を想像すれば、左の二つの場合がある。

(イ) 數人の取締役が共同して會社を代表する場合

必ずしも代表権限を有する取締役全員の共同代表である必要はない。例へば甲乙丙三人の取締役がある場合なれば、

1 甲乙丙全員に共同代表すべき旨

2 甲は單獨代表、乙と丙は共同すべき旨

3 甲は乙又は丙と共同し、乙は丙と共同すべき旨

4 甲は單獨代表、乙又は丙は甲と共同すべき旨

相定むることが出来るのであつて、此の他如何なる組合せを爲すも自由である。

(ロ) 取締役が支配人と共同して會社を代表する場合

取締役が支配人との共同代表も、前項の場合の如く、其の組合せは極めて自由である。例へば、取締役の全員が支配人の全員を共同すべき旨定むることも出来、又支配人の一人と共同すべき旨定むることも出来るのである。

取締役の任務は、對内的及び對外的に見て、實に重い。従つて、其の責任も重大である。此處に項を分ちて其の責任を述べれば、次の通りである。

一、 會社に對する責任

取締役が其の任務を怠りたる時は、其の取締役は會社に對し連帶して損害賠償



の責に任ずるものである。元來取締役は委任關係を以て會社を代表し、會社業務を執行するものである故、善良なる管理者の注意を要するは勿論である。而して、此の善良なる管理者の注意を缺き、其の任務を怠りたるが爲に生じたる會社の損害に付ては、賠償の責に任ずるは當然至極である。又數人の取締役が其の任務を怠りたるときは、悪意者と重過失者と輕過失者とを問はず連帶債務者としての責に任ずるものである。

取締役が會社に對して負ふべき責任にして、判例によりて之を明示せるものは左の如きものである。

- (イ) 取締役の監督不行届によりて、支配人が會社財産を消費したる場合
- (ロ) 平取締役が會社財産及業務を調査すべき義務を怠りたる場合
- (ハ) 取締役が監査役の承認を得ずして會社と取引を爲したる場合
- (ニ) 取締役が調査不行届の爲過誤ある貸借對照表を提出して、不當の利益を配

當したる場合

右の通りである。

尙取締役の會社に對する責任は十年の時効であり、又取締役に於て不正なきときは、其の責任は定時株主總會に於て提出する計算書類の承認ありて解除せらるるものである。

二、第三者に對する責任

取締役が法律又は定款に違反する行爲を爲したるときは、其の取締役は第三者に對し連帶して損害賠償の責に任すべきである。勿論株主總會の決議によると否とを問ふものではない。

右は發起人に對する商法第四百二十二條ノ二第二項（發起人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其發起人ハ第三者ニ對シテモ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス）の責任と同一で、法律上の特別責任である。例へば、銀行預金者が其の銀行取締役に對



して、直接に、請求する権利を認められてゐるが如きは之である。

三、其の他の責任

第九章に列擧せる商法第二百六十一條乃至第二百六十二條ノ二の罰則に於て指示せる特定の場合に於て、刑罰又は科料の制裁を受くることがある。特定の場合と其の刑罰又は科料に付ては、第九章を参照されたい。

第二款 監査役

監査役は會社業務の執行を監督する常設の機關である。常設の機關である以上、一口も其の存在を缺くことを得ないのである。

監査役は取締役と同様株主中より之を選任するもので、監査役たる資格に付ても、取締役と同様自然人にして意志能力あらば差支ないのである。取締役と異なる點は取締役は定款を以て其の有すべき株式の數が定められてゐるのに反し、監査役に付ては此の定めがない。

併し乍ら多くの定款は監査役に付ても取締役と同様、一定數以上の株式を有する株主中より之を選任すべき旨定めてゐる。

元來監査役に付ては員數の定めがない。従つて、一人でも可いわけであるが、定款に其の員數を定むる例は頗る多い。

監査役の任期は二年を超えることを得ない。併し乍ら、定款を以て任期中の最終の配當期に關する株主總會の終結に至るまで、其の任期を伸長することを得るのは取締役の場合と同様である。

監査役は株主總會に於て之を選任する。故に、會社とは委任關係を生ずることになり、總て委任の規定に従ふべきである點も取締役の場合と同様である。従つて、取締役と同じく、會社に對しては受任者たる權利義務を有するものである。

監査役の辭任、解任、其の他退任事由に付ても總て取締役と同様であるが、會社解散後清算中に於ても監査役たる任務を有するのは取締役と異なる點である。



監査役の有する法定の権限を擧ぐれば左の通りである。

- (イ) 監査役は何時たりとも取締役に対して營業の報告を求むることが出来る。
- (ロ) 監査役は何時たりとも會社の業務及會社財産の状況を調査することが出来る。
- (ハ) 監査役は株主總會を招集する必要ありと認めたるときは、何時たりとも其の招集を爲すことが出来る。而して此の總會に於ては、會社の業務及財産の状況を調査せしむる爲特に検査役を選任することも出来る。
- (ニ) 監査役は會社と取締役との訴訟沙汰に付ては、會社を代表する。但株主總會は決議を以て監査役以外の者を代表として指定することが出来るのである。

監査役の法定の職務は左に掲ぐる通りである。

- (イ) 監査役は取締役が株主總會に提出せんとする書類を調査し、株主總會に其の意見を報告することを要する。

- (ロ) 取締役中缺員あるときは、取締役及監査役の協議を以て、監査役中より一時取

締役の職務を行ふ者を定むることが出来る。右取締役の職務を行ふべく選任されたる監査役は、定時株主總會に提出したる書類の承認を得るまでは、監査役の職務を行ふことが出来ない。

- (ハ) 前述の監査役に與へられたる権限を行使せねばならない。

以上である。監査役の職務も亦権限と同じく、定款を以て之を加重することは出来るが、之を軽減することを得ないのである。

監査役が會社並に第三者に対して負擔すべき責任は、取締役と全く同様である。監査役が其の監督を怠りたるが爲に會社又は第三者に対して損害を與へ其の責任を負ふ場合、取締役も之に對して責に任すべきときは、其の監査役及び取締役は連帶して責に任すべきである。例へば取締役が會社財産を横領したるとき、監査役が怠慢の爲此の重大なる事件を發見する能はず、取締役の作成せる計算書類を正常なりと報告したる場合に於ては、其の取締役及び監査役は連帶債務者として責任を負擔するものである。此の外、刑罰又は科料



の制裁を受くることがあるが、其の特定の場合も取締役の場合と同様である。

## 第五章 会社の合併及解散

### 第一節 合併

合併とは二個以上の会社間が合併契約によりて之を合同し、一会社とすることを云ふ。合併には二種ある。

#### (イ) 吸収合併

合併契約を爲したる会社中、一会社が定款を変更し、合併によりて解散する他の会社の社員並に財産を收容して存続する場合を云ふ。一会社が存続することを条件とする故存続合併とも云ふ。

#### (ロ) 新設合併

合併契約を爲したる会社全部が解散し、其の社員と財産とを收容する一つの会社



が新規設立せらるる場合を云ふ。

以上の通り、合併には二つの種類があるが、吸収合併によりて存続する会社又は新設合併によりて設立したる会社は、合併によつて消滅したる会社の一切の権利義務を承継することになるのは、自然人に於ける相続と同様である。

会社の合併は会社相互間の契約であるから、合併を爲さんとする会社間に於ては、豫め合併の契約を爲し、之に基いて其の決議を爲すのである。次いで、二週間以内に財産目録及貸借対照表を調成し、且同一期間内に会社債権者に對して異議あらば一定の期間内（二ヶ月）に之を申述ぶべき旨公告し、知れたる債権者に對しては各別々に之を催告すべき手續を爲し、然る後に合併を爲すべきものとしてゐる。若し異議を申述べたる者あらば、之に對して辨濟を成すか或は相當の擔保を供する必要がある。此の手續を爲さずして合併したるときは、合併を以て全部又は一部の債権者に對抗することを得ないのである。

合併契約書には一切の合併條件を記載することを要するのであつて、此の契約書の作成

は取締役が會社を代表して之を爲すべきものである。取締役は此の契約によりて株主總會を招集して合併の決議を得る必要がある。若し總會に於て否定されたる場合は、此の契約は無効となる。

會社合併には吸収合併による場合が多いが、其の契約の内容に至つては一様でない。説明を補ふ爲一例を擧ぐれば左の通りである。

株式會社合併契約書（一）

本店所在地

當事者 何々株式會社

住 所

取締役 何 某



住	住	住	本店所在地	住	住	住
所	所	所	當事者	所	所	所
何	同	同	株式會社何々	取締役	同	同
某	何	何		何	何	何
	某	某		何	何	何
				某	某	某

住	住	住
所	所	所
何	同	同
某	何	何
	某	某
監査役	何	某

右當事者間ニ於テ會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 何々株式會社ハ株式會社何々ヲ合併シ此ノ契約締結ノトキニ於ケル株式會社何々ノ營業權及ビ現存ノ財産其ノ他一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第二條 株式會社何々ハ何々株式會社ニ對シ其ノ營業權及ビ現存ノ財産其ノ他一切ノ權利義務ヲ移轉シテ解散ス

第三條 存續會社タル何々株式會社ノ資本増加ノ額、發行新株ノ株金額、其ノ數及ビ拂込金額並ニ右新株ヲ解散會社タル株式會社何々ノ株主ニ割當交付スル割合ハ左ノ如シ



第五章 會社の合併及解散

二五二

資本増加ノ額 金何圓

發行新株ノ株金額 金何圓

發行新株ノ數 何 株

拂込金額 金何圓

新株ヲ解散會社ノ株主ニ割當ツル割合 何 程

第四條 右當事者間ノ合併期日ヲ何年何月何日トス 但當事者ノ一方ニ於テ已ムヲ得ザル事由ノ出來シ合併ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ協定ニヨリ合併期日ノ伸長ヲナスコトヲ得

第五條 右各當事者ニ於テ合併決議ヲ爲ス爲ニ招集スベキ株主總會ノ期日ハ何年何月何日トシ午前何時ヨリ開催ス

第六條 本契約ハ各當事者ノ株主總會ノ承認ナキトキハ當然解除サルモノトス

第七條 本契約書ノ規定以外ニ於テ必要ナル事項ハ契約ノ趣旨ニ反セザル限り各當事

者選任ノ代表者ヲ以テ協定實行スルコトヲ得

各當事者選任ノ代表者ノ氏名ハ左ノ如シ

何々株式會社 代表者 何 某

株式會社何々 代表者 何 某

第八條 解散會社タル株式會社何々ノ合併ノトキニ於ケル會社財産ノ評價ハ何年何月何日現在ノ財産目錄及ビ貸借對照表ヲ基礎トシ合併期日タル何年何月何日迄ノ收支ヲ加除シタルモノニヨル

第九條 本契約締結後解散會社タル株式會社何々ガソノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲スニ付テハ日常取引上ノモノヲ除キ存續會社タル何々株式會社ノ承認ヲ得ベシ

第十條 合併期日前ニ於テ爲スベキ解散會社タル株式會社何々ノ決算期ニ於ケル利益配當ニ付テハ存續會社タル何々株式會社ノ承認ヲ要ス(又ハ利益配當ヲ何分何厘以内トス)

第五章 會社の合併及解散

二五三



第五章 會社の合併及解散

二五四

第十一條 解散會社タル株式會社何々ノ解散費用ハ之ヲ存續會社タル何々株式會社ノ負擔トシ總額金何圓ヲ左ニ掲グル役員並ニ從業員ニ對スル一時給與金トス

取締役 金何圓

監査役 金何圓

一般從業員 金何圓

合計金何圓

第十二條 解散會社タル株式會社何々ノ從業員ノ全部ハ之ヲ存續會社タル何々株式會社ニ於テ引繼グモノトス

第十三條 右當時者ノ一方ニ天災其ノ他ノ原因ニヨリ相手方會社ノ財産ニ豫期スベカラザル變動ヲ生ジタルトキハ本契約ハ之ヲ解除ス

第十四條 合併後滿壹年間に當事者會社ノ財産ニ隠レタル瑕疵發見サレタル場合ハ其ノ會社ノ取締役並ニ監査役ハ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任スベシ

右契約ヲ證スル爲此ノ證書ヲ作り各署名捺印シ各其ノ壹通ヲ保存ス

年 月 日

右

何々株式會社

取締役

何

某

印

同

何

某

印

同

何

某

印

監査役

何

某

印

株式會社何々

取締役

何

某

印

同

何

某

印

同

何

某

印

第五章 會社の合併及解散

二五五



監査役 何 某

(備考) 一、本契約書は各会社の役員の数だけ作成する。

二、印紙貼付のこと。

三、第六條及び第七條は合併契約として必要なる項である。

四、官廳の許可を要する会社に於ては之を合併の條件とすべきである。

五、合併後存続する会社の資本總額は従前の資本總額と解散会社の資本總額との和よりも少く定むることも出来れば又多く定むることも出来る。

株式会社合併契約書 (二)

本店所在地

當事者 何々株式会社

住所

取締役 何 某

住所

同 何 某

住所

同 何 某

住所

監査役 何 某

本店所在地

當事者 株式会社何々

住所



第五章 會社の合併及解散

二五八

取締役	何	某
住 所	何	某
同 所	何	某
住 所	何	某
同 所	何	某
住 所	何	某
監査役	何	某

右當事者間ニ於テ會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右當事者會社ハ合併シテ新會社ヲ設立シ此ノ契約締結ノトキニ於ケル各當事者會社ノ營業權及ビ現存ノ財産其ノ他一切ノ權利義務ヲ移轉ス

第二條 右當事者會社ハ合併ニヨル新設會社ニ對シ其ノ營業權及ビ現存ノ財産其ノ他一切ノ權利義務ヲ移轉シテ解散ス

第三條 合併ニヨリテ設立スベキ新會社ノ目的、商號、本店及ビ支店ノ所在地、資本ノ總額、一株ノ金額、拂込金額、取締役ガ有スベキ株式ノ數、會社ガ公告ヲ爲ス方法、新株ヲ各當事者會社ノ株主ニ割當交付スル割合ハ左ノ如シ

目的 何々業

商號 何々株式會社

本店 何市區町番地

支店 何市區町番地

資本ノ總額 金何圓

一株ノ金額 金何圓

拂込金額 金何圓

取締役ガ有スベキ株式ノ數 何株

公告ヲナス方法東京市丸ノ内時事新報ニ掲ゲテ之ヲ爲ス

第五章 會社の合併及解散

二五九



第五章 會社の合併及解散

二六〇

新株ヲ各當事者會社ノ株主ニ割當交付スル割合 何程

第四條 右當事者間ノ合併期日ヲ何年何月何日トス 但當事者ノ一方ニ於テ已ムヲ得ザル事由ノ出來シ合併ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ協定ニヨリ合併期日ノ伸長ヲナスコトヲ得

第五條 右各當事者ニ於テ合併決議ヲ爲ス爲ニ招集スベキ株主總會ノ期日ハ何月何日トシ午前何時ヨリ開催ス

第六條 本契約ハ各當事者會社ノ株主總會ノ承認ナキトキハ當然解除サルルモノトス

第七條 本契約書ノ規定以外ニ於テ必要ナル事項ハ契約ノ趣旨ニ反セザル限り各當事者選任ノ代表者ヲ以テ協定實行スルコトヲ得

各當事者選任ノ代表者氏名ハ左ノ如シ

何々株式會社 代表者 何 某

株式會社何々 代表者 何 某

第八條 各當事者會社合併ノトキニ於ケル會社財産ノ評價ハ何年何月何日現在ノ財産目錄及ビ貸借對照表ヲ基礎トシ合併期日タル何年何月何日迄ノ收支ヲ加除シタルモノニヨル

第九條 本契約締結後各當事者會社ガ其ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲スニ付テハ日常取引上ノモノヲ除キ互ニ談合協定スベシ

第十條 各當事者會社ノ従業員ノ全部ハ之ヲ新設會社ニ於テ引繼グモノトス

第十一條 右當事者ノ一方ニ天災其ノ他ノ原因ニヨリ相手方會社ノ財産ニ豫期スベカラザル變動ヲ生ジタルトキハ本契約ハ之ヲ解除ス

第十二條 合併後滿一ケ年間内ニ當事者會社ノ財産ニ隠レタル瑕疵發見サレタルトキハ其ノ會社ノ取締役並ニ監査役ハ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズベシ  
右契約ヲ證スル爲此ノ證書ヲ作り各署名捺印シ各其ノ壹通ヲ保存ス

年 月 日

第五章 會社の合併及解散

二六一



右 何々株式会社

取締役	何	某
同	何	某
同	何	某
監査役	何	某
株式会社何々		
取締役	何	某
同	何	某
同	何	某
監査役	何	某

(備考) 一、第四條、第五條、第六條は必要條項である。

二、各當事者會社より選任されたる代表者は設立委員として合併に因り新設する會社の設立事務を執行するのが常である。

三、新設會社の資本總額は必ずしも解散會社の資本總額の和たる必要はない。拂込済資本總額百萬圓の會社と純財産額五十萬圓の會社を合併して新會社を設立する場合新設會社の資本總額を百萬圓と爲すことも、二百萬圓と爲すことも出来る。要は解散會社が不買であつたか、優良であつたかによつて分れる處である。

合併決議の方法、内容、設立委員等其の概略に付ては前述の通りであるが、尙重ねて此處に詳述する。

合併の決議は特別決議の方法によるもので、其の決議は合併契約書に規定されたる同日同時に開催せる株主總會に於て之を爲すものである。

吸収合併に於ける存続會社に於ては、合併契約の承認と同時に定款の変更をも決議する



ものである。又新設合併の場合には、各當事者會社に於て合併契約書の承認と同時に定款を作成し、設立委員を選任して會社設立に關する行爲を爲さしむることを要するのである。

新設合併の場合に於ける設立委員は、特別決議の方法を以て選任するもので、設立委員は會社を代表し且共同して新設合併に關する手續上の行爲を爲すものである。定款の作成も亦全員の同意を以て之を爲すものである。設立委員の數には制限がないから、各當事者會社より一人以上を選任すべきで、通常取締役が選任されるものである。

吸収合併の場合に於て合併の決議を爲し、續いて會社債權者に對する催告公告の手續を終了したるときは、會社は愈々合併の實行に移るのである。合併期日に至り各當事者會社の代表は、解散會社の財産の引續きを爲すものである。權利の移轉に付ては、其の登記並に登録の手續は必要であるが、今直ぐと云ふ問題ではない。會社の變更登記を爲したる後に於て之を爲して差支ない。

解散會社の株主は合併契約書規定の割合を以て、新株券の交付を受けて存續會社の株主

となるものであつて、此の場合株式の申込又は引受等の手續は之を必要としない。

合併が爲されたるときは、存續會社の取締役は株主總會を招集して合併に關する事項を報告せねばならない。

新設合併の場合に於ても亦合併期日に至りて其の効力を發生するのは、吸収合併の場合と同様である。設立委員は定款を作成し、續いて創立總會を招集する必要がある。又新設會社に移轉されたる權利の登記又は登録及び新設會社の株券發行等は、設立登記後に於て之を爲すも差支ない。

合併によりて解散する會社の權利義務は吸収合併の場合に於ては、存續會社に承繼され、新設合併の場合に於ては、新設會社に移轉されるもので、其の株主は存續會社又は新設會社の株主となることは勿論である。而して解散會社の株主が存續會社又は新設會社より受くべき株式の數は、合併契約書に規定する處に依るものである。右の割合の標準は、舊株式一株に對して必ずしも新株式一株を割當つる必要はない。例へば、舊株式二株に對して



新株式一株を割當つる様定むることが出来るのである。

會社が合併を爲したるときは、二週間以内に本店及び支店の所在地に於て、合併後存続する會社に付ては變更の登記を爲し、合併によりて消滅したる會社に付ては解散の登記を爲し、又合併によりて設立したる會社に付ては設立登記を爲さねばならない。此の場合二週間と云ふのは、存続會社の報告總會又は新設會社の創立總會終結の日より起算するものである。

右三つの場合の登記申請に付ては左に書式を掲げて説明を補足する。

株式會社合併ニ因ル資本増加登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 合併ニ因ル資本増加ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何市區町何番地株式會社何々ヲ合併シ何年何月何日商法第二百十三條ニ依ル株主總會終了シタルニ因リ本店又ハ支店ノ所在地タル當所ニ於テ左記事項ノ登記ヲ求ム

合併ニ因ル増加資本總額 金何圓

合併決議ノ年月日 何年何月何日

各新株ニ付拂込ミタル株金額 金何圓

一、課税標準價格 金何圓

一、登録税 金何圓

一、添附書類

株主總會ノ決議錄 貳通

商法第二百十四條ノ規定ニ從ヒ監査役(又ハ検査役)ノ調査報告書 壹通



第五章 会社の合併及解散

右附属書類 何通

商法第七十八條第二項ニヨル公告及催告ヲシタルコトヲ證スル書面 何通

株式ノ割當書 壹通

株式引受書 壹通

異議ヲ述べタル債權者ニ辨濟ヲナシ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面

何通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地

何々株式会社

住 所

取締役

何

某 印

住 所

何々區裁判所(出張所) 御中

同

何

某 印

住 所

同

何

某 印

住 所

監査役

何

查 印

(備考) 一、課税標準價格は拂込みたる株金額の總額である。

二、登録税は課税價格の千分の一、但支店所在地に於ては金二圓である。

三、添附書類中株式引受書は被合併會社の取締役が合併契約上の割當に基き其の割當株式數を記載し、其の引受ありたることを證する書面である。

四、支店所在地に於ても登記を爲すことを要する。

第五章 会社の合併及解散



五、申請人は取締役及監査役の全員である。

株式會社解散登記申請書

- 一、商號 株式會社何々
- 一、本社(又ハ支社) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 解散ノ登記
- 一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニヨリ何年何月何日解散シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム
- 解散ノ事由 何市區町番地何々株式會社へ合併シタルニ因ル
- 一、登録税 金七圓
- 一、添附書類

株主總會ノ決議錄 登通

商法第七十八條第二項ニヨル公告催告ヲナシタルコトヲ證スル書面 何通  
 異議ヲ述べタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面 何通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 株式會社何々

住 所

取締役 何 某 ㊟

住 所

同 何 某 ㊟



住所	住所
同	何
某	某
監査役	何
何	某

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考) 登録税は本店所在地に於ては金七圓支店所在地に於ては金二圓である。

合併ニ因ル株式會社設立登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店 何市區町番地

一、登記ノ目的 合併ニ因ル株式會社設立ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ依リ何年何月何日甲市區町番地何々株式會社ト乙市區町番地株式會社何々トヲ合併シ何々株式會社ヲ設立シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム

- 商號 何々株式會社
- 本社 甲市區町番地
- 支社 乙市區町番地
- 目的 何々業
- 設立ノ年月日 何年何月何日
- 資本ノ總額 金何圓
- 壹株ノ金額 金何圓
- 各株ニ付拂込ミタル株金額 金何圓



第五章 會社の合併及解散

二七四

公告ヲ爲ス方法 東京市丸ノ内時事新報ニ掲載シテ之ヲ爲ス  
取締役ノ氏名住所

住所 何某

住所 何某

住所 何某

會社ヲ代表スベキ取締役ノ氏名 何某

監査役ノ氏名住所

住所 何某

存立ノ時期 何年何月何日マデ

解散ノ事由 何々

一、課税標準價格 金何圓

一、登録税 金何圓

一、添附書類

定款 壹通

株式引受ヲ證スル書面 何通

取締役及監査役(又ハ検査役)ガ商法第三百三十四條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル調

査報告書 壹通

右調査報告書ノ附屬書類 何通

創立總會ノ決議錄 壹通

何々ノ許可書 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式会社

第五章 會社の合併及解散

二七五







## 第二節 會社の解散

會社の人格が消滅すべき原因を解散と云ふ。併し乍ら、解散の手續が終了したからとて會社は直ちに其の人格を消滅するものではない。解散後清算中の會社は清算の目的の範圍内に於て尙存続するもので、眞に人格の消滅するは清算終了のときである。會社が合併によりて解散する場合は、會社は合併と同時に消滅する。何とならば、合併と同時に會社の權利義務は包括的に他の會社に移轉するからである。

然らば、會社解散の原因は何であるかと云ふに、商法は第二百二十一條に列舉規定してゐる。即ち左に掲ぐる通りである。

### 一、存立時期滿了其の他定款に定めたる事由の發生

定款に存立時期を定めたるときは、其の時期滿了によつて會社は解散するのは當

然である。

其の他解散の事由を定款に定めたるときは、其の事由の發生によつて解散する。

### 二、會社の目的たる事業の成功又は其の成功の不能

會社が其の目的たる事業の成功によつて解散するのは、例へば、特定の土地を購入入して之を分讓する目的を以て設立されたる土地會社が、其の事業たる土地分讓を終りたるときに解散する場合の如きである。

事業成功の不能には二種ある。

#### (イ) 法律上の不能

營業免許を要する事業會社は其の免許の取消に因つて不能となり解散する。

#### (ロ) 事實上の不能

特定の鑛山、炭坑の採掘を目的とする會社は、其の鑛山又は炭坑が火災或は崩壊等天災の爲廢鑛の止むなきに至りたるときは解散する。



特定會社が或期間收支相償はざる状態に陥りたるが如き場合は、之を以て成功不能となすことは出来ないものである。

三、會社の合併

新設合併を爲す場合の當事者會社、及び吸収合併によりて合併さるる會社は合併によつて解散する。

四、會社の破産

會社は破産の宣告によつて營業不能となるものであるから、破産は解散の原因である。

五、裁判所の命令

裁判所は左に掲ぐる二項即ち商法第四十七條及び四十八條の規定の場合に於て、檢事の請求に因り又は職權を以て會社の解散を命ずることがある。

(イ) 會社が本店の所在地に於て設立の登記を爲したる後六ヶ月内に開業を爲さ

ざる時。但正當の事由あるときは、其の會社の請求により、此の期間を伸長することを得る。

(ロ) 會社が公の秩序又は善良の風俗に反する行爲を爲したるとき。

例へば、會社組織の旅館が賭博場を開張した場合とか、貿易會社が密輸入又は密輸出を爲したる場合を指すものである。

六、株主總會の決議

株主總會に於ける解散の決議は特別決議の方法に依つてのみ爲し得べきものである。

七、株主が七人未満に減じたる時

會社成立の要件は七人以上の株主が存在することである。それで、株主が七人未満となることは會社成立の要件を欠くことになるのである。併し乍ら、無記名株を發行したる場合は、株主の員數は之を容易に確知することが出来ないと云ふ困難な



ことがある。

會社が解散を爲したるときは、取締役は遅滞なく株主に對して其の旨通知を爲し、無記名株を發行した場合は之を公告する必要がある。但し破産の場合は例外である。

又會社が解散を爲したるときは、二週間以内に本店及び支店の所在地に於て其の登記をせねばならない。但合併及び破産の場合は例外である。

株式會社解散登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 株式會社解散ノ登記
- 一、登記ノ事由 何年何月何日解散シタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム

解散ノ事由 株主總會ノ決議ニ因ル

一、登録税 金七圓

一、添附書類

株主總會ノ決議錄 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所

取締役 何 某 印

住 所

同 何 某 印



住所

同

何

某<sup>印</sup>

住所

監査役

何

某<sup>印</sup>

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考) 一、登録税は支店所在地に於ては二圓である。

二、申請人は取締役及監査役の全員である。

会社が解散すれば、單獨解散の場合は清算事務に移るものである。会社の清算に付ては次章に述べる通りである。

## 第六章 会社の清算

### 第一節 清算の概念

会社の解散は会社人格の消滅を來すべき原因であると云ふことは、前に述べた通りである。会社が合併に因りて解散する場合は、解散と同時に会社の権利義務は包括的に新設会社に移轉されるから、会社の人格は解散と同時に消滅するものである。然し合併に因らぬ解散の場合は解散と同時に其の人格は消滅するものではない。会社解散後は内外の法律關係を解決處分することを要するのである。即左の二種の善後處分を要する。

(イ) 破産に因りて解散したるときは、破産の手續により公力を以て善後處分を爲す。

(ロ) 合併及び破算以外の原因に因りて解散したるときは、会社の自力を以て其の善



後處分を爲す。

此の善後處分の内容は即ち現務の結了、債權の取立、債務の辨濟及び殘餘財産の分配等である。

右二項の内(ロ)の場合の手續を清算の手續と云ふ。

清算中の會社は單に清算の目的の範圍に於てのみ存続するもので、營業を條件とする法律及び定款の規定は、全然効力がない。従つて、取締役が其の地位を失ひ、清算人が之に代つて會社を代表し、其の清算事務を執行すべきものである。

株式會社の清算に關する規定は、絶對強行規定であるから、合名會社及合資會社の場合と異り任意清算(定款又は總社員の同意を以て任意に會社財産の處分方法を決定するもの)が認められて居らず、必ず法規による清算を爲さねばならない。是は會社債權者及び多數の株主の利益を保護する所以である。

## 第二節 清算人

清算人は解散したる會社即ち清算中の會社を代表し、其の清算事務を執行する會社の通常且常設の機關である。清算人には四種ある。即ち左に掲ぐる通りである。

### (イ) 裁判所の選任による清算人

裁判所は他に清算人なきときは利害關係人の請求により、清算人を選任する。又會社が裁判所の命令によつて解散したるときは、裁判所は利害關係人又は檢事の請求により、清算人を選任する。

### (ロ) 定款の規定による清算人

定款を以て清算人を定めたるときは、其の者が清算人と爲ることを承諾して初めて成立するものである。



(ハ) 株主總會の選任による清算人

定款に別段の定めなきときは、株主總會に於て清算人を選任することを得るのであるが、清算人の被選舉者は必ずしも株主であるとは限らず、能力ある自然人ならば誰でも可い。清算人は選任と同時に會社と委任契約を生ずるものである。

(ニ) 法定清算人

定款に別段の定めなく、又株主總會が他人を選任せざるときは、取締役が清算人となる。清算人となるのは取締役の全員である。其の中一人を除いて就職することも出来るが、其の爲には株主總會の決議を以て其の者を除きて清算人を選任せねばならない。

其の他、清算人中に缺員あるときは、現職の清算人及び取締役の協議を以て、取締役中より一時清算人の職務を行ふべき者を選任することが出来るのである。

株式會社清算人選任決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ召集セラレタル何々株式會社ノ臨時株主總會ニ於テ出席  
株主何名其ノ議決權何個ニシテ何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ清算人ノ選任及ビ清算  
人ノ共同代表ニ關シ左ノ事項ヲ決議ス

一、何々株式會社ノ清算人トシテ左ノ三名ヲ選任ス

住所 何 某

住所 何 某

住所 何 某

二、清算人は全員共同シテ會社ヲ代表ス

三、清算人ノ報酬ヲ一ヶ月金何圓トス

四、何々



右決議ヲ明確ナラシムル爲取締役監査役及出席株主左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式会社	取締役	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	監査役	何	某
同	出席株主	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某

(備考)

一、清算中人一人をして会社を代表せしめるときは、『清算人何某ハ会社ヲ代表ス』と記載し、又清算人二人が共同して会社を代表するときには、『清算人何某及何某ハ共

同シテ会社ヲ代表ス』と記載すればよい。

二、前項の規定を設けなければ、清算人は各自会社を代表するものである。

三、解散と同時に清算人を選任する場合は、解散決議書を参照されたい。

株式会社清算人選任申請書

住所 族稱 職業

申請人 何 某

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ何市區町番地何々株式会社ノ債権者ニ有之然ルニ右何々株式会社ハ何年何月何日何々ノ事由ニヨリ解散シ而シテ其ノ清算人タルベキ取締役何某(甲)ハ何年何月何日死亡シ定款ニ於テ別ニ清算人ヲ定ムベキ方法ヲ定メズ又總會ニ於テモ別ニ清算



人ヲ定メズ爲ニ清算人タルベキ者ナク損害ヲ生ズル虞有之依テ商法第二百二十六條第二項ニヨリ何市區町番地族稱職業何某ヲ右清算人トシテ選任セラレンコトヲ申請スル次第ニ有之候而シテ右何某ハ非訟事件手續法第三百八條ニ觸ルルモノニ無之候

申請ノ趣旨

何市區町番地族稱職業何某ヲ右何々株式會社ノ清算人ニ選任相成度候也

證據書類

- 一、何々株式會社登記簿謄本 壹通
- 一、取締役何某(甲)ノ戶籍謄本 壹通
- 一、債權證書ノ謄本 壹通

年 月 日

右 何 某

何々區裁判所監督判事 何某殿

(備考) 利害關係人が裁判所に對して清算人の選任を申請する書式である。

清算人たる資格に付ては別に制限はないから、取締役と同様、意志能力を有し、公權を剝奪又は停止せられざる自然人であれば清算人となることが出来るのであつて、而も取締役の様に株主でなくとも宜いのである。但例外として、裁判所の選任による清算人は未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産者は此の資格なきものと規定されてゐる。

清算人の員數に付ては別に規定がないから、一人でもいと云ふことになる。又其の任期に付ても規定がなく、清算結了と同時に解任すべきものである。

清算人は會社と委任關係に立つものであるから、會社に對しては受任者たる權利義務を有する。又清算人は定款の規定通り報酬を受け得るが、若し定款に其の額を定めてない場合は、株主總會に於て之を定むべきである。裁判所選任の清算人に付ても亦同様である。

清算人は會社と委任關係に立つものである故、何時にても辭任することが出来る。併し



乍ら、解任に付ては簡單に行かず、次の如き關係を生ずるのである。

(イ) 株主總會の選任による清算人及び法定清算人は總會の決議を以て何時にても解任することが出来る。

(ロ) 裁判所の選任による清算人及び定款の規定による清算人は、重要な事由あるときは、裁判所が、監査役又は資本の十分の一以上に當る株主の請求によりて之を解任するものである。

清算人解任決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ召集サレタル何々株式会社ノ臨時株主總會ニ於テ出席株主何名共ノ議決權何個ニシテ何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ清算人ノ解任ニ關シ左ノ通り決議ス

何々株式会社清算人何某ヲ解任ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲監査役及出席株主左ニ署名捺印ス

年	年	年	年	何々株式会社	監査役	何	何	某
月	月	月	月	株主	何	何	何	某
日	日	日	日	同	同	同	同	某
				同	同	同	同	某
				同	同	同	同	某

(備考) 株主總會の決議を以て解任し得る清算人は、株主總會に於て選任したる清算人に限る。

株式会社清算人解任申請書

住所	族稱	職業
申請人	何	某(甲)



住所 族稱 職業

被申請人 何 某(乙)

申請ノ原因タル事實

右被申請人何某(乙)ハ何市區町番地何々株式會社ノ清算人ニ有之候處何年何月何日ヨリ何々ノ病氣ニ罹リ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ズ而シテ申請人何某(甲)ハ何株式會社ノ監査役ナルヲ以テ商法第二百二十八條第二項ニヨリ右清算人何某ノ解任ヲ申請スル次第ニ有之候

申請ノ趣旨

右何某(乙)ノ何々株式會社ノ清算人タルヲ解任相成度候也

證據書類

- 一、何々株式會社登記簿謄本 壹通
- 一、醫師診斷書 壹通

年 月 日

右 何 某(甲)

何々區裁判所監督判事 何某殿

清算人の選任ありあるときは、法定清算人の場合を除き、二週間以内に本店及び支店の所在地に於て、清算人選任の登記を爲さねばならない。此の手續を怠りたるときは料金の制裁がある。

左に登記申請書の書式を掲げて説明を補ふことにする。

株式會社清算人選任登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地



- 一、登記ノ目的 清算人選任ノ登記
- 一、登記ノ事由 何年何月何日株主總會ニ於テ左ニ掲グル者ヲ清算人ニ選任シ同日就任シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

清算人ノ氏名住所

住所 何 某

住所 何 某

會社代表ニ關スル規定

清算人ハ共同シテ會社ヲ代表ス

一、登録税 金貳圓

一、添附書類 株主總會ノ清算人選任及會社代表決議書 登 通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式会社

住 所

清算人 何 某

住 所

清算人 何 某

何々區裁判所 (出張所) 御中

(備考) 一、申請人は清算人の全員である。

二、清算人は印鑑を提出することを要する。

三、登録税は本店支店所在地共二圓である

四、支店所在地に於て申請するとき添附する書類は、本店所在地に於て登記したる登記簿の抄本で足る。



清算人中死亡者があらば、清算終了までに二週間以上を要するときは、死亡による變更登記を申請することを要するのであつて、又辭任の場合に於ても、二週間以内之を登記せねばならない。

株式会社清算人變更登記申請書

- 一、商號 何々株式会社
- 一、本店 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 清算人變更ノ登記
- 一、登記ノ事由 清算人何某(甲)ハ何年何月何日死亡(又ハ辭任)シ株主總會ニ於テ左記ノ者清算人ニ選任セラレ何年何月何日就職シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム
- 住所 何 某(丙)

一、登録税 金貳圓

一、添附書類

- 清算人何某(甲)ノ死亡ヲ證スル書面 壹通
- 清算人何某(甲)ノ辭任書 壹通
- 株主總會ノ清算人選任決議書 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式会社

住所

清算人 何 某(乙)

住所



何々區裁判所(出張所) 御中

清算人 何 某(丙) ㊟

(備考) 一、申請人は新たに選任されたる清算人を含む現清算人の全員である。退任者は申請人とならず。

二、登録税は本店支店所在地共二圓である。

株式會社清算人解任登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本社 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 清算人解任ノ登記

一、登記ノ事由 清算人何某(甲)ハ何年何月何日株主總會ノ決議ヲ以テ解任セラレタルニヨリ其ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金貳圓

一、添附書類 株主總會ノ決議錄 登 通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所

現在清算人 何 某(乙) ㊟

何々區裁判所(出張所) 御中



(備考) 一、登録税は支店所在地に於ける申請も同額である。

二、裁判所の決定による解任の場合は、裁判所の清算人解任に関する裁判所の謄本を添附するのである。

### 第三節 清算人の職務及び権限

#### 第一款 基本的職務

商法第九十一条第一項に、四個の清算人の職務を定めてある。之は基本的の清算行為である。清算人の爲すべき四個の基本的清算行為とは左の通りである。一、二、三、は會社外部關係の善後處分であつて、四は内部關係の善後處分である。

##### 一、現務の結了

會社が解散したる當時に於て、現に着手して未だ結了してゐない事務は、非常に多くあるものである。之等未結了の事務は如何なる種類のものたるを問はず、適當なる結了を計らねばならないことは勿論で、之が清算人たる者の第一に爲すべき仕事



事である。例へば、会社が他人と何事か契約があるならば、相手方と協定して之を解約するなり、或は履行するなりするが如きである。

## 二、債権の取立

會社解散當時辨済期にある會社の債権に付ては、之を取立てねばならない。併し乍ら、條件附又は期限附債権は會社解散の理由を以て直ちに之を取立てることは不可能であり、又取立困難な債権などは、清算を進める爲に之を他人に譲渡すなどして、整理しなければならぬ場合もある。

又會社に現存する財産が其の債務を完済するに不足であるときは、清算人は辨済期に拘らず、株主に對して株金の拂込を請求することが出来る。併し、清算人が拂込を請求することの出来る株金額は、會社の債務を完済するに必要な金額であつて、之を越ゆることは出来ない。

## 三、債務の辨済

會社は辨済期にある債務は勿論、辨済期に至らない債務をも辨済しなければならぬ。又條件附債務又は存続期間の不確定なる債務は、裁判所の選任せる鑑定人の評價に従つて、之を辨済するものである。

債務の辨済を爲すに付ては、清算人は就職の日より二ヶ月以内に、三回以上の公告を以て、債権者に對して二ヶ月を下らざる一定の期間内に請求を申出づる様、又知れたる債権者には各別に請求を申出づる様、催告せねばならない。此の債権請求申出公告には、債権者が同期間内に申出を爲さざりしときは、其の債権は清算より除外せらるべき旨附記するものである。而して、清算人は、必ず、其の期間内に全部の請求申出を待つて後、辨済せねばならない。

## 四、殘餘財産の分配

清算人の基本的職務中最後のものであるが、殘餘財産の分配に付ては、會社財産を以て會社の債務を完済した後でなければ、之を株主に分配することを得ないので



ある。若し之に違はしむるときは、料金の制裁があり、又一旦除斥されたる債権者を除く会社債権者に對し、其の債務を辨済せずして株主に分配したる金額は、会社は之に對して取戻の請求権がある。

残余財産分配の標準は、總て利益配當の標準と同様で、定款によりて拂込みたる株金の割合に應じて、分配すべきものである。然し、優先株を發行したる場合、之に付て別に定めるときは、其の定に従ふべきである。

残余財産の分配は、原則として、金錢を以て之を爲すものであるが、金錢以外の財産即ち現物を以て分配することが出来るのである。併し乍ら、此の現物分配は殆んど其の例を見ない。

### 第二款 附隨的の職務

前款基本的清算行爲は、清算人の實質的職務とも云ひ得るもので、法律によつて規定さ

れてゐるが、更に此の基本的職務に伴つて爲すべき附隨的職務をも規定してゐる。之を擧げれば次の通りである。

#### 一、會社財産の換價

會社財産の換價と云ふことは、清算人の附隨的職務としては極めて重大なものである。會社の債務を辨済し又残余財産を分配するに付て、清算人は會社財産の換價を爲さねばならない。即ち會社財産を有利に賣却するのである。換價方法として財産を個々に賣却するか、又之を一括して處分するかは任意であり、要は有利に之を處分すればよいのである。又時には會社の營業の一部又は全部をも讓渡することもあるのである。

#### 二、財産目録及び貸借對照表の作成

清算人は就職後、遲滯なく會社財産の現況を調査し、財産目録及び貸借對照表を作成して、株主總會に提出し、其の承認を求むる必要がある。此の財産目録及び貸



借対照表は、清算の基礎となるものであるから、財産の評価は厳正精確であらねばならない。

### 三、定時株主總會の招集

清算人は會社解散前の定時總會招集と同じ時期に於て、定時總會を招集することを要し、厳正精密なる財産目録、貸借対照表及び事務報告書を作りて、總會の會日より一週間前に之を監役査に提出することを要するのである。又右の書類は、定時總會招集の前日に、監査役の作成した報告書と共に本店に備へ置き、株主及び會社債権者の閲覽に供するものである。而して、清算人は右の諸書類を携へて總會に臨み、之を提出して其の承認を求め、其の承認を得たる後貸借対照表を公告することを要するのである。

### 四、閲覽に供する爲定款其他重要書類の備付

清算人は定款及び總會決議録を本店及び支店に備へ置き且株主名簿及び社債原簿

を本店に備へ置き、株主及び會社債権者の閲覽に供することを要するのである。

### 五、破産の申請

清算人は清算事務遂行中、會社の殘餘財産が其の債務を完済するに不足なること判明すれば、直ちに破産宣告の請求を爲し、其の旨公告せねばならない。清算人は破産管財人に其の事務を引渡したるときに於て、其の任務を終了することになる。若し清算人が此等の手續を怠りたるときは、科料の制裁がある。

### 六、決算報告書の作成

清算事務が終了したるときは、清算人は遅滞なく決算報告書を作り、之を株主總會に提出して其の承認を求むる必要がある。

### 七、臨時總會の招集

清算人は、必要あらば、何時にても臨時株主總會を招集することが出来る。

右七項の他、債務の辨済に要する現金を借入れること、賣買契約を履行して現務を結了



する爲に要する商品を買入れること、又清算事務を執行する爲に新たに使用人を雇入れること等は清算行爲の補助的なるものであり、清算人の附隨的職務として擧げることが出来るのである。

### 第三款 清算人の権限及責任

定款又は株主總會の決議を以て、清算中會社を代表すべき者を定めず、又數人の清算人が共同して會社を代表すべき旨を定めなるときは、清算人は各自會社を代表する。即ち清算人は原則として、各自一人にて會社を代表するのである。

裁判所が數人の清算人を選任する場合に於ても、會社を代表すべき者を定めず、又數人が共同して會社を代表すべき者を定めなるときは、右の原則通り、其の清算人は各自會社を代表する。

會社を代表すべき清算人は、第一款に於て述べたる基本的職務即ち現務の結了、債權の

取立、債務の辨済及び殘餘財産の分配に付て、其の清算行爲をなす爲に必要な裁判上又は裁判外の行爲をなす権限を有し、又清算人の代理權に加へたる制限は、之を以て善意の第三者に對抗することを得ないのである。清算人は苟くも清算會社の代表機關である以上其の権限は清算會社の權利能力の全般に及ぶものである。

清算人は其の事務執行に當り、清算人が數人あるときは、清算に關する行爲は其の過半数の決議を以て之を定めるものである。

清算人の職務並に其の権限は、會社解散前の取締役と同様實に重大なるものである。従つて、自己又は第三者の爲に會社と取引を爲すに付ては、監査役の承認を得ることを要するものである。

清算人の對内及び對外の責任は、取締役の場合と同様である。即ち清算人が其の任務を怠り、會社に損害を及ぼしたるときは、其の清算人は會社に對して連帶して損害賠償の責に任じ、又法令又は定款の規定に反する行爲を爲したるときは、會社外第三者に對して連



帶して損害賠償の責に任すべきである。尙監査役が會社又は第三者に對して損害賠償の責に任すべき場合に於いて、清算人も亦其の責に任すべきときは、其の監査役及び清算人は連帶債務者としての責任を負ふものである。

### 第二節 清算の結了

清算人は清算事務を結了せる時は、遅滞なく決算報告書を作り之を株主總會に提出し、其の承認を求むべきである。右承認の決議ありて初めて清算人の責任は解除される。併し乍ら、清算人に於て不正行爲があれば、責任解除は當然取消される。

#### 清算人任務結了承認要求書

何々株式会社清算人ノ任務ハ何年何月何日結了シタルニヨリ直チニ決算ヲ爲シタル處別紙決算報告書ノ通りニ有之候ニ付御承認相成度商法第二百三十條ニヨリ此段要求候也

年 月 日

何市何區町番地 何々株式会社

清算人 何 某 ④

清算人 何 某 ④



何々株式会社株主總會議長 何某殿

(備考) 決算報告書は別紙として適宜に作成すればよい。

清算人は清算結了のとき、遅滞なく本店及び支店の所在地に於て其の登記を爲さねばならない。會社は清算結了の登記を爲して初めて其の人格を喪失するものである。併し乍ら若し清算結了登記後事實上會社の財産が残つてゐた場合は、清算結了したとは云へず、前の登記も當然解消されるものである。

株式会社清算結了登記申請書

- 一、商號 何々株式会社
- 一、本店 何市區町番地

一、登記ノ目的 會社ノ清算結了ノ登記

一、登記ノ事由 清算結了シ其ノ決算ニ付株主總會ノ承認ヲ得タルニヨリ左記事項ノ登記ヲ求ム

清算結了ノ年月日 何年何月何日

一、登録税 金貳圓

一、添附書類 株主總會ノ決算報告書承認ノ決議錄 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何區市町番地 何々株式会社

住 所

清算人 何 某



住 所

清算人 何 某

(以下總員列記捺印)

何區裁判所(出張所) 御中

(備考) 登録税は本店支店所在地共金二圓である。申請人は現清算の全員である。

假令會社は解消したりと雖も、其の會社の商業帳簿、營業上の信書及清算に關する一切の書類は之を十年間保存することを要するので、其の保存者は清算人其他利害關係人の請求によりて裁判所が之を選任するものである。其の保存に必要な費用は、清算人が豫め會社財産中より控除し置くべきである。尙保存の期間は、清算結了の登記を爲したる日より起算するものである。

### 第七章 株式會社に關する各種書式

#### 株金拂込催告書

何々株式會社株式第何回株金拂込金額 金何圓

但株數 何株 壹株ニ付金何圓

右何々株式會社第何回拂込金額定款第何條ニヨリ(又ハ總會ノ決議ニヨリ)何年何月何日迄ニ當會社(又ハ何々銀行ニ御拂込相成度定款第何條又ハ商法第百五十二條)ニヨリ此段及催告候也

年 月 日

何市區町番地

第七章 株式會社に關する各種書式



何々株式會社	取締役	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某

住 所  
株主 何 某 殿

株金拂込及失權ニ關スル通知書

何々株式會社第何回拂込株金壹株ニ付金何圓何年何月何日マデニ御拂込相成度旨彙ニ及御催告置候處右期日ノ經過スルモ御拂込無之右ハ本日ヨリ二週間以内ニ必ズ御拂込相成度若シ右期間内ニ御拂込無之ニ於テハ株主タル一切ノ權利ヲ失フベク定款第何條(又ハ商法第百五十二條)ニヨリ此段及御通知候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社	取締役	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某

住 所  
株主 何 某 殿

(備考) 株金拂込の催告に對し、株主が其の拂込を爲さざるときは、更に一定の期間内に拂込を爲すべき旨及び拂込を爲さざるときは其の權利を失ふべき旨を通告する書面である。

株金拂込及失權ニ關スル通知事項公告



何々株式會社株式第何回拂込株金壹株ニ付金何圓何年何月何日マデニ御拂込相成度旨  
左記株主各位ニ對シ曩ニ及御催告置候處右期日ヲ經過スルモ御拂込無之右ハ本日ヨリ  
二週間内ニ必ず拂込相成度若シ右期間内ニ拂込ナキトキハ株主タル一切ノ權利ヲ失フ  
ベク定款第何條(又ハ商法第五百二十二條第三項)ニヨリ此段公告候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社

(備考) 此の公告は取締役の全員より爲しても差支ない。

株主失權ニ關スル公告

株券番號

株主ノ住所

氏名

第何號乃至第何號

何縣郡町村番地

何 某

第何號乃至第何號

何縣郡町村番地

何 某

第何號乃至第何號

何縣郡町村番地

何 某

右株主ニ對スル何々株式會社第何回株金拂込ニ付商法第五百二十二條ニ定メタル手續ヲ  
踐ミタルモ其ノ拂込ヲ爲サズ商法第五百十三條ニヨリ右株主ハ前記ノ株券ニ對スル株  
主ノ權利ヲ失ヒタリ  
右商法第五百十三條ノ二ニヨリ公告ス

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社

(備考) 一、公告は取締役の全員より爲す可し。



二、会社が前文例の通知を爲したるも株主が拂込を爲さざる爲其の權利を失ひたるを  
き、会社が遅滞なく之を公告する其の文例である。

何々株式會社第何回定時(又ハ臨時)總會招集通知書

會議ノ目的タル事項

- 一、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書ノ承認ヲナスコト
- 二、利益配當ノ決議ヲナスコト
- 三、定款第何條ノ變更ヲナスコト
- 四、取締役及ビ監査役ノ改選ヲナスコト
- 五、何々

前記會議ノ目的タル事項決議ノ爲定款第何條ニヨリ何年何月何日午前何時何々ノ場所

テ當會社定時(又ハ臨時)總會ヲ招集致候此段及御通知候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社 取締役

何

某

印

同

何

某

印

同

何

某

印

住 所

株主 何 某 殿

何々株式會社第何回定時(臨時)總會招集公告

會議ノ目的タル事項



第七章 株式會社に關する各種書式

三二六

- 一、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書ノ承認ヲ爲スコト
- 二、利益配當ノ決議ヲナスコト
- 三、定款第何條ノ改正ヲナスコト
- 四、取締役及監査役ノ改選ヲナスコト
- 五、何々

前記會議ノ目的タル事項決議ノ爲定款第何條ニヨリ何年何月何日午前何時何々ノ場所ニ於テ當會社定時(臨時)總會ヲ召集致度候此段及公告候也

年 月 日

何市區町番地  
何々株式會社

(備考) 會社が無記名株を發行したるとき、會日より三週間前に總會を開くべき旨及會議の目的たる事項を公告する其の公告文である。

取締役ニ對スル會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行  
爲ヲ爲ス認許決議書

何年何月何日招集セラレタル株主總會ノ決議ニヨリ當會社取締役何某(甲)ガ自己ノ爲ニ當會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲スコトヲ認許ス  
右決議ヲ明確ナラシムル爲左ニ取締役及ビ監査役並ニ出席株主左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式會社	取締役(乙)	何	某
同	取締役(丙)	何	某
同	監査役	何	某

第七章 株式會社に關する各種書式

三二七







何々株式會社取締役何某ガ自己ノ爲其ノ會社ト左ノ取引ヲ爲スコトヲ承認ス

一、石炭販賣

年 月 日

何々株式會社 監査役

何

某 ㊟

取締役ニ對シ訴ヲ起スコトノ決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集シタル何々株式會社ノ臨時(又ハ定時)株主總會ニ於テ出席株主何名、其ノ議決權何個ニシテ何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ左ノ事項ヲ決議ス

當會社取締役何某ガ會社ノ代表者トシテ何々ノ行爲ヲ爲シタルハ定款第何條ニ反スル行爲ニシテ其ノ爲ニ會社ニ何々ノ損害ヲ生ゼシメタルヲ以テ其ノ賠償ヲ爲サシムル爲會社ハ右取締役何某ニ對シ訴ヲ起スコトヲ要ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲此ノ決議書ヲ作り定款第何條ニヨリ監査役左ニ署名捺印ス  
年 月 日

何々株式會社 監査役

何

某 ㊟

(備考) 訴を提起するに付て監査役をして會社を代表せしめず、他人をして之を代表せしむる場合は、決議書中に『前項ノ訴ニ付テハ何縣何郡何町何番地何某ヲシテ會社ヲ代表セシム』と記載すればよい。

監査役ニ對シ訴ヲ起スコトノ決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集シタル何々株式會社ノ定時(又ハ臨時)株主總會ニ於テ出席株主何名其ノ議決權何個ニシテ何個ニ對スル何個ノ多數ヲ以テ左ノ事項ヲ決議ス



第七章 株式會社に關する各種書式

三三三

當會社監査役何某ガ何々ノ行爲ヲ爲シタルハ定款第何條ニ反スル行爲ニシテ爲ニ會社ニ何々ノ損害ヲ生ゼシメタルヲ以テ其ノ賠償ヲ爲サシムル爲會社ハ右監査役ニ對シ訴ヲ起スコトヲ要ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲此ノ決議書ヲ作り取締役左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式會社	取締役	何	某
同		何	某
同		何	某

何々株式會社財産目錄

(何年何月何日現在)

動産ノ部

一、現金	金何圓
一、預金(何々銀行)	金何圓
三、商品 何々	金何圓
何々	金何圓
計	金何圓
四、什器 何々	金何圓
何々	金何圓
計	金何圓
合計	金何圓
不動産ノ部	
一、土地 何縣郡町番地	
田地 何坪	金何圓



何市町番地

宅地 何坪

計

二、建物 何市町番地

煉瓦造瓦葺二階家 壹棟

此建坪何坪二階何坪

合計

債權ノ部

一、貸金 何市町番地何某ニ對スル貸金

二、賣掛金 何市町番地何某ニ對スル何々ノ賣掛代金

合計

其ノ他財産ノ部

一、專賣特許權 第何號	金何圓
二、鑛業權 何縣第何號 鑛山探掘權	金何圓
合計	金何圓
總計	金何圓

(備考) 一、財産目録は貸借對照表の資産の部である。

二、財産目録が貸借對照表と異なる點を擧ぐれば左の通りである。

(イ) 貸借對照表は事業財政を現はすのが目的であるから、財産を個別的に表示しないが、財産目録は財産の精細なる總目録である故個別的に表示する。

(ハ) 貸借對照表は資産と負債とを對照して純損益金を算出するが、財産目録は資産の部のみを記録する。

(ニ) 貸借對照表は帳簿より作成さるゝも、財産目録は各財産を實際に棚卸評價して調成するものである。



何々株式會社貸借對照表 (何年上半期)

資 産 之 部 (圓單位)	
未拂込資本金	金五〇、〇〇〇
商 品	金一八、三二〇
現 金	金 〃、三二〇
銀行預金	金一一、五〇〇
有價證券	金二、三〇〇
土地建物	金二五、〇〇〇
什 器	金一、六五〇
假 支 出	金 〃、二三〇
合 計	金九〇、三三〇圓也

負 債 之 部 (圓單位)

資 本 金	金五〇、〇〇〇
積 立 金	金五、〇〇〇
取引勘定	金二〇、〇〇〇
預 り 金	金三、三三〇
前期繰越金	金六、六七〇
当期配當金	金五、三二〇
合 計	金九〇、三三〇圓

年 月 日

何々株式會社



社債募集決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集セラレタル何々株式会社ノ臨時株主總會ニ於テ總株主何人、總資本額金何圓中、人員何人、資本ニ對スル金額何圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權何個ニ對スル何個即チ過半數ヲ以テ社債募集ニ關シ左ノ通り決議ス

一、募集スベキ社債ノ總額 金何圓

二、各社債ノ金額 金何圓

三、社債ノ利率 年何分

四、社債發行ノ價格 各社債ニ付金何圓以上トス

五、償還ノ方法及ビ期限

(イ) 元金ハ何年何月何日マデ据置キ何年何月何日ヨリ何年何月何日マデ何年間

ニ於テ毎年何月及ビ何月ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ償還ス

(ロ) 前號每期ニ於テ償還スベキ社債ノ數ハ何個トス但會社ハ之ヲ超エテ償還スルコトヲ得

六、社債拂込ノ金額及ビ時期、利息ノ支拂時期、社債募集ノ方法其ノ他此ノ決議ノ執行ニ關スル必要ナル事項ハ取締役之ヲ定ム

右決議ヲ明確ナラシムル爲此ノ決議書ヲ作り定款第何條ニヨリ取締役及ビ株主左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式会社	取締役	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某
同	同	何	某



第七章 株式會社に關する各種書式

三四〇

同	同
同	同
何	何
某	某

何々株式會社社債申込證 (一)

何々株式會社ハ左ニ掲グル條件ニヨリ社債ヲ募集ス

- 一、募集スベキ社債ノ總額 金何圓
- 二、各社債ノ金額 金何圓
- 三、社債ノ利率 年何分何厘
- 四、社債發行ノ價格 各社債ニ付金何圓
- 五、各社債拂込ノ時期 二回ニ分チ第一回ハ何年何月何日トシ第二回ハ取締役之ヲ定メテ通知ス

六、償還方法及び期限

(イ) 元金ハ何年何月何日マデ据置キ何年何月何日ヨリ何年何月何日マデ何年間ニ於テ毎年何月及ビ何月ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ償還ス

(ロ) 前號毎回ニ償還スベキ社債ノ數ハ何個トス但會社ハ之ヲ超エテ償還スルコトヲ得

(ハ) 社債ノ利息及ビ償還當籤ノ元金ハ毎年何月及ビ何月何々ノ場所ニ於テ支拂フ但利息ハ元金拂込濟ノ翌日ヨリ起算ス

七、引受申込ノ方法及び期間

(イ) 引受ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ此ノ引受申込證ニ申込人ノ氏名住所、引受社債ノ數及ビ引受價格ヲ記入シテ署名シ何年何月何日マデニ當會社ニ申込ムコトヲ要ス

(ロ) 右申込證ニハ證據金トシテ社債壹個ニ付金何圓ヲ添附スルコトヲ要ス



第七章 株式會社に關する各種書式

三四二

- (ハ) 申込ハ引受價格ノ最高ナルモノヨリ之ヲ採ル
- (ニ) 應募確定シタルトキハ當會社ヨリ其ノ旨ヲ通知スベキヲ以テ指定ノ期日マデニ第一回ニ拂込ムベキ金額ヨリ證據金ヲ控除シタル金額ヲ指定ノ場所ニ拂込ムコトヲ要ス
- (ホ) 會社ハ前號拂込済ノモノニ債權ヲ交付ス而シテ拂込指定期日ニ拂込ヲ爲サザル者ハ其ノ權利ヲ失ヒ證據金ノ返還モ之ヲ請求スルコトヲ得ズ
- (ヘ) 募入ニ當ラザル者ニ對シテハ既ニ拂込ミタル證據金ヲ還付ス
- 八、前ニ募集シタル社債ノ償還ヲ了ヘザル額ハ本月何日ニ於テ何圓ナリ
- 九、會社ノ資本及ビ拂込ミタル株金ノ總額
- (イ) 資本ノ總額 金何圓
- (ロ) 拂込ミタル株金ノ總額 金何圓
- 十、最終ノ貸借對照表ニヨリ現存スル財産額 金何圓

右商法第二百三條ニヨリ之ヲ作成ス

前記ノ各項ニヨリ申込相成度候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社 取締役

何

某

同

何

某

同

何

某

前記各項承諾ノ上左ノ通り引受度此段申込候也

一、引受クベキ社債ノ數 何個

二、引受價格 社債壹個ニ付金何圓

年 月 日

第七章 株式會社に關する各種書式

三四三



住 所

申 込 人 何 某 〇

何々株式會社取締役 何某殿

(備考) 一、取締役の作るべき社債申込證の文例である。

二、引受人の申込證に記載すべき文言も併せて示したのである。

何々株式會社社債申込證 (二)

當銀行ニ於テ何々株式會社ノ第何回社債募集ノ委託ヲ受ケタルニヨリ左ニ掲グル條件ニヨリ當銀行ニ於テ募集ヲナシ其ノ申込ヲ受ク

一、募集スベキ社債ノ總額 金何圓

ニヨリ十マデハ前號書式ニ同ジ

右商法第二百四條ノ二及ビ第二百三條第二項ニヨリ之ヲ作成ス

前記ノ各項ニヨリ申込相成度候也

年 月 日

何市區町番地

株式會社何々銀行

前記各項承諾ノ上左ノ通り引受度此段申込候也

一、引受クベキ社債ノ數 何個

二、引受價額 社債壹個ニ付金何圓

年 月 日

住 所



申込人 何 某 印

何々株式會社取締役 何某殿

(備考) 一、社債募集の委託を受けたる者の作るべき社債申込證の例である。

二、社債募集の委託を受ける者は銀行、證券會社等である。

何々株式會社社債募集公告 (一)

何々株式會社ハ左ニ掲グル條件ニヨリ社債ヲ募集ス

一、募集スベキ社債ノ總額 金何圓

二ヨリ十マデノ記載事項ハ前號ニ同ジ

前記ノ各項ニヨリ申込相成度公告致候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社

(備考)

社債募集公告は法定事項でない爲任意に爲すべく、従つて條件となる記載事項も適宜之を省略することを得るものである。

何々株式會社社債募集公告 (二)

當銀行ニ於テ何々株式會社ノ第何回社債募集ノ委託ヲ受ケ候ニ付左ニ掲グル各項ニヨリ募集致候應募者ハ當銀行へ御申込相成度候也



第七章 株式會社に關する各種書式

- 一、募集スベキ社債ノ總額 金何圓
- 二ヨリ十マデ前號ニ同ジ

年 月 日

何市區町番地

株式會社何々銀行

(備考) 社債集募の委託を受けたる者の作るべき募集公告文である。

社債金額拂込催告書

何々株式會社社債第何回拂込金額 金何圓

但社債何個 各社債ニ付金何圓

右何々株式會社社債第何回拂込金額何年何月何日マデニ當會社又ハ何々銀行ニ御拂込相成度商法第二百四條ニヨリ此段及催告候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社 取締役

何 某

印

同

何 某

印

同

何 某

印

住 所

社債申込人 何 某 殿

株式會社社債登記申請書



第七章 株式會社に關する各種書式

一、商號 何々株式會社

一、本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 社債ノ登記

一、登記ノ事由 何年何月何日ノ株主總會ノ決議ニヨリ社債ノ募集ヲ完了シ何年何月

何日各社債ニ付拂込アリタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム

社債ノ總額 金何圓

各社債ノ金額 金何圓

社債ノ利率 年何分何厘

社債償還ノ方法及期限 何々

各社債ニ付拂込ミタル金額 全額(又ハ金何圓)

一、課稅標準價格 金何圓

一、登録稅 金何圓

一、添附書類

最終ノ貸借對照表 壹通

社債ノ引受ヲ證スル書面 何通

社債申込證 何通

各社債ニ付全額(又ハ第一回)拂込アリタルコトヲ證スル書面 何通

社債募集ニ關スル株主總會決議錄 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所

取締役 何 某 ㊟

第七章 株式會社に關する各種書式



住 所

同 何 某 ㊟

住 所

同 何 某 ㊟

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考) 一、登録税は拂込(又は賣出満了)の日より償還期限に至る期間が一ケ年以下のものは課税標準價格千分の一、三年以下のものは千分の二、三年を越ゆるものは千分の三である。

二、課税標準價格は社債拂込金額である。

株式會社社債償還登記申請書

一、商號 何々株式會社

一、本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 社債全部(又ハ一部)償還ノ登記

一、登記ノ事由 何年何月何日登記シタル社債總額金何圓ハ何年何月何日其ノ全部ヲ

償還(又ハ社債總額金何圓ノ内金何圓ヲ何年何月何日償還シ社債總額金何圓ト

變更)シタルニ因リ本店(又ハ支店)ノ所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金拾圓

一、添附書類

社債全部(又ハ一部)ヲ償還シタルコトヲ證スル書面 何通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人



何市區町番地 何々株式會社

住 所

代表取締役 何 某

何々區裁判所(出張所) 御中

定款變更決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集サレタル何々株式會社ノ定時(又ハ臨時)株主總會ニ於テ總株主何人及資本總額金何圓中、人員何人、資本ニ對スル金額何圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權何個ニシテ何個ニ對スル何個即チ過半數ヲ以テ定款改正ニ關シテノ通り決議ス

何々株式會社定款中左ノ通り變更ス

一、第何條ヲ左ノ通り改ム

何々(改正セル事項ヲ記載ス)

二、第何條ニ左ノ二項ヲ加フ

何々

三、第何々條第何項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第何項中「何々」ヲ「何々」ニ改ム

何々

四、第何條中「何々」ノ下ニ「何々」ヲ加ヘ「何々」ノ下「何々」ヲ削除ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲定款第何條ニヨリ取締役監査役及出席株主左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式會社 取締役 何 某

同 同 何 某

同 同 何 某



同	何	某	印	
同	監査役	何	某	印
同	何々株式會社	何	某	印
同	株主	何	某	印
同		何	某	印

株主總會假決議ノ通知並ニ第二回總會招集通

知書

何年何月何日當會社定款變更ノ爲何々ノ場所ニ招集セラレタル臨時株主總會ニ於テハ出席株主何人、其ノ資本ニ對スル金額何圓ニ過ギズシテ總株主ノ半數以下ニシテ資本ノ半額ニ滿タザリシモ出席株主ノ議決權何個ノ中何個ニ對スル何個即チ過半數ヲ以テ

左ノ假決議ヲナシタリ

一、何々(變更記載事項ハ前條ノ如シ)

依テ更ニ右假決議ノ認否ヲ決スル爲何年何月何日午前何時何々ノ場所ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ招集致候即チ茲ニ商法第二百九條ニヨリ右假決議ノ趣旨及ビ第二回總會招集ニ關シ及御通知候也

年 月 日

何市區町番地

何々株式會社	取締役	何	某	印
同		何	某	印
同		何	某	印

住 所

株主 何 某 殿



支配人選任決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ召集セラレタル取締役會ニ於テ何々株式會社支配人ノ選任ニ關シ取締役何人中何人ニ對スル何人ノ過半数ノ同意ヲ以テ左ノ通り決議ス

一、左ニ掲グル者ヲ何々株式會社ノ支配人ニ選任ス

何市區町番地 何 某

二、右支配人ニ對スル報酬ハ壹ヶ月金何圓トス

右決議ヲ明確ナラシムル爲取締役左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式會社	取締役	何	某
同		何	某
同		何	某

支配人選任登記申請書

一、商號 何々株式會社

一、本店 何市區町番地

一、登記ノ目的 支配人選任ノ登記

一、登記事由 何年何月何日取締役ノ過半数ノ同意ヲ以テ支配人ヲ選任シタルニヨリ本店(又ハ支店)ノ所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

支配人ノ氏名住所 何市區町番地 何 某

主人ノ氏名住所 何市區町番地 何々株式會社

支配人ヲ置キタル場所 何市區町番地

一、會社設立ノ年月日 何年何月何日

第七章 株式會社に關する各種書式



第七章 株式會社に關する各種書式

三六〇

一、登録税 金拾圓

一、添附書類 支配人選任決議書 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市何町番地 何々株式會社

住 所

右代表 取締役 何 某

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考)

一、會社に於て數人の支配人を選任し、共同して代理する場合は登記事項に其の支配

人を列記し、「支配人ノ共同代表ニ關スル規定」を「支配人ハ共同シテ代理權ヲ行フ」  
と定め、又添附書類として「支配人ノ共同代理ヲ證スル書面」を添附することゝ要す  
る。

二、登録税は支店所在地に於て登記を爲す場合は二圓である。

支配人解任決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集サレタル取締役會ニ於テ何々株式會社支配人ノ解任ニ  
關シ取締役何人中何人ニ對スル何人ノ過半數ノ同意ヲ以テ左ノ通り決議ス

一、左ニ掲グル何々株式會社支配人ヲ解任ス

何市區町番地・何 某

右決議ヲ明確ナラシムル爲取締役左ニ署名捺印ス

第七章 株式會社に關する各種書式

三六一



年 月 日

何々株式會社	取締役	何	某
同	同	何	某
同		何	某

支配人解任登記申請書

- 一、商號 何々株式會社
- 一、本店(又ハ支店) 何市區町番地
- 一、登記ノ目的 支配人解任ノ登記
- 一、登記ノ事由 何年何月何日取締役ノ過半数ノ同意ニヨリ支配人何某ヲ解任シタルニヨリ本店(又ハ支店)所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金拾圓

一、添附書類 支配人解任決議書 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所

代表取締役 何 某

何々區裁判所(出張所) 御中

(備考) 登録税は支店所在地に於て申請の場合は二圓である。



支配人代理權消滅登記申請書

一、商號 何々株式會社

一、本店(又ハ支店) 何市區町番地

一、登記ノ目的 支配人代理權消滅ノ登記

一、登記ノ事由 支配人何某ハ何年何月何日辭任(又ハ死亡)シタルニヨリ本店(又ハ支店)ノ所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

一、登録税 金拾圓(支店ハ貳圓)

一、添附書類 辭任届(死亡ノ場合ハ戶籍謄本) 壹通

右登記相成度此段申請候也

年 月 日

申請人

何市區町番地 何々株式會社

住 所

代表取締役 何 某 ●

何々區裁所(出張所) 御中

何々株式會社解散決議書

何年何月何日何々ノ場所ニ招集サレタル何々株式會社臨時株主總會ニ於テ總株主何人及資本總額金何圓中、人員何人、資本ニ對スル金額金何圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權何個ニ對スル何個即チ過半數ヲ以テ會社解散竝ニ清算人選任ニ關シ左ノ通り決議ス

一、何々株式會社ハ何年何月何日解散ス











- 二、株式會社何々ハ前項ノ買收合併ニ應ズル爲金何圓ヲ何々株式會社ヨリ受取ルモノナリ
- 三、前項ニヨリ何々株式會社ヨリ受取リタル金錢ハ定款第何條殘餘財産處分ニ關スル規定ニヨリ定款ニヨリテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應ジテ之ヲ現在ノ株主ニ分配ス
- 四、前記三項ノ實行ニ關スル行爲ヲ爲スコトヲ取締役何某ニ委任シ之ニ必要ナル一切ノ權限ヲ授與ス
- 五、何々
- 六、何々

右決議ヲ明確ナラシムル爲取締役監査役及出席株主左ニ署名捺印ス

年 月 日

何々株式會社	取締役	何	某
同	同	何	某

同	同	同	同	同
同	同	株主	監査役	同
何	何	何	何	何
某	某	某	某	某
印	印	印	印	印

(備考) 合併(買收)に因り解散する會社が合併の決議を爲す場合の文例である。

### 何々株式會社合併異議申出公告

何々株式會社ハ何年何月何日株式會社何々ハ何年何月何日各其ノ株主總會ヲ招集シテ右兩會社ノ合併ヲナスコトヲ決議シタルニヨリ右兩會社ノ債權者ニシテ合併異議アル者ハ何



年何月何日マデニ各其ノ債權ヲ有スル會社ニ申出デラルベシ若シ右ノ期間内ニ異議ノ申出ヲ爲サザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做サルベシ右商法第七十八條ニヨリ公告ス

年 月 日

何々株式會社  
株式會社何々

(備考) 此の文例は合併當事者會社が共同して公告を爲す場合であるが、各會社が單獨に公告を爲すことを得るは勿論である。

## 第八章 登記申請に関する注意事項

### 一、登記申請書作成上の注意事項

- (イ) 申請書の用紙は紙質の丈夫なる半紙を可とする。但し圖面及共同擔保目錄は必ず美濃紙でなければならぬ。
- (ロ) 文字はインクを排して筆墨を以て書き、字劃は明瞭に、金錢其の他物の數量年月日及番號を記載するには、必ず壹貳參拾を用ひ、成るべく楷書を旨とするものである。行書は認むるも草書は絶対に之を避け、氏名住所の如く難讀にして誤り易きものは、一層正確に書かねばならぬ。
- (ハ) 同一書面を二通以上作るときは、複寫紙(カーボン紙)を以て鮮明に書くか

第八章 登記申請に関する注意事項



タイプライターの墨字を以てするとよい。

(ニ) 一旦書き下したる文字は絶対に之を改竄することを許さず、訂正挿入削除のときは、文字の前後に括弧を附して之に捺印するか、又は之の文字の数を欄外に記載捺印すべく、尙削除されたる文字は、読み得る様原型の字體を残す必要がある。

(ホ) 文字は細字に走らぬ様、用紙の上下及字間行間は相當の餘地間隔を置き、登記所に於て訂正を命ぜられたるとき、之を補正し得る様にすべきである。又用紙の兩端は相當の餘地を設け、綴込に妨げぬ様する必要がある。

(ヘ) 申請書が二葉以上に涉るときは、申請人は綴目毎に契印すべきで、此の契印は申請書のみに止まり、必ず添附書類に及ぼさぬ様注意せねばならない。

(ト) 登録税は申請書末尾の餘白に、収入印紙を貼附して納付するものである。若し餘白なきときは、白紙を綴り足し、之に印紙を貼附するものである。又印紙は

價格の大なるものより順次離脱せぬ様、貼附せねばならない。

#### 二、登記の必要と制裁

會社は設立又は登記事項を變更したるときは、其の日より二週間内に本店又は支店の所在地に於て、法定の登記を爲さねばならない。若し相當の理由なくして之を懈怠したるときは、商法第二百六十二條により料金の制裁がある。

#### 三、登記期間の算定

前項二週間の期間の算定に付ては、設立の日又は變更したる日は之を算入せず、其の翌日より起算するものである。

#### 四、役員重任の登記

取締役又は監査役の重任は之を變更として取扱ふ爲、必ず登記することを要するのである。

#### 五、總員より申請すべき場合に於ける連署不能の處置

第八章 登記申請に関する注意事項